Ⅰ-資料１

介 護 報 酬 の 算 定 構 造

介 護 サ ー ビ ス

:令和 6年 4月改定箇所

Ⅰ　指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造
1 訪問介護費
2 訪問入浴介護費
3 訪問看護費
4 訪問リハビリテーション費
5 居宅療養管理指導費
6 通所介護費
7 通所リハビリテーション費
8 短期入所生活介護費
9 短期入所療養介護費
イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費
ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費
ハ 診療所における短期入所療養介護費
ニ　削除)
ホ 介護医療院における短期入所療養介護費
10 特定施設入居者生活介護費
11 福祉用具貸与費

Ⅱ　指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造
居宅介護支援費

Ⅲ　指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造
1 介護福祉施設サービス
2 介護保健施設サービス
3　削除)
4 介護医療院サービス

Ⅰ　指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

1　訪問介護費

基本部分	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
	15 施設等退所直後サービス提供加算	業務継続計画未策定減算	身体介護の②～④に引き続き生活援助を行った場合	2人の訪問介護員等による場合	夜間若しくは早朝の場合又は深夜の場合	特定事業所加算	共生型訪問介護を行う場合	事業所1箇所・建物の同一敷地内又はこれに隣接する建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問介護加算
訪問介護費又は共生型訪問介護費												
イ　身体介護												
①　20分未満 0.63単位	－1／100	－1／100	所要時間が20分から起算して25分を超すごとに＋0.5単位（0.15単位を限度）	×200／100	夜間又は早朝の場合＋25／100 深夜の場合＋50／100	特定事業所加算（Ⅰ）＋20／100 特定事業所加算（Ⅱ）＋10／100 特定事業所加算（Ⅲ）＋10／100 特定事業所加算（Ⅳ）＋3／100	特定事業所加算（Ⅴ）＋3／100	指定居宅介護事業所で区分第一又は第二の事業所が行う場合×70／100 指定居宅介護事業所で重度訪問介護従業者養成研修修了者による場合×93／100 指定重度訪問介護事業所が行う場合×93／100	・事業所1箇所・建物の利用者又はこれに隣接する建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90／100 ・事業所1箇所・建物の利用者50人以上にサービスを行う場合×85／100 ・当該建物内に事業所が同一の建物に居住する利用者の割合が10分の9以上の場合（指定居宅介護事業所が同一の建物に居住する利用者20人以上にサービスを行う場合を除く）×88／100	＋15／100	＋10／100	＋5／100	1回につき＋100単位
②　20分以上30分未満 0.44単位												
③　30分以上1時間未満 0.87単位												
④　1時間以上 0.62単位に30分を増すごとに＋0.82単位												
ロ　生活援助												
①　20分以上45分未満 0.79単位												
②　45分以上 0.20単位												
ハ　通院等乗降介助 1回につき　97単位												

ニ　初回加算		1月につき ＋200単位
ホ　生活機能向上連携加算	①　生活機能向上連携加算（Ⅰ）	1月につき ＋100単位
	②　生活機能向上連携加算（Ⅱ）	1月につき ＋200単位
ヘ　口腔連携強化加算		1回につき ＋50単位（1月に1回を限度）
ト　認知症専門ケア加算	①　認知症専門ケア加算（Ⅰ）	1日につき ＋3単位
	②　認知症専門ケア加算（Ⅱ）	1日につき ＋4単位
チ　介護職員処遇改善加算	①　介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	1月につき ＋所定単位×137／1000
	②　介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	1月につき ＋所定単位×100／1000
	③　介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	1月につき ＋所定単位×55／1000
リ　介護職員等特定処遇改善加算	①　介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	1月につき ＋所定単位×63／1000
	②　介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	1月につき ＋所定単位×42／1000
ヌ　介護職員等ベースアップ等支援加算		1月につき ＋所定単位×24／1000

注
所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計

注
所定単位は、イからリまでにより算定した単位数の合計

注
所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計

：　特別地域訪問介護加算」、中山間地域等における小規模事業所加算」、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、介護職員処遇改善加算」、介護職員等特定処遇改善加算」及び介護職員等ベースアップ等支援加算」は支給限度額管理の対象外の算定項目
事業所1箇所・建物の利用者又はこれに隣接する建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※　緊急時訪問介護加算の算定時に限り 身体介護の ①20分未満に引き続き、生活援助を行うことも可能。

※　業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

※　介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については令和6年5月31日まで算定可能。

2 訪問入浴介護費

基本部分	注 感染者減算及び感染対策未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 介護職員3人が行った場合	注 全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	注 事業所等と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域訪問入浴介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 訪問入浴介護費　①回につき 1,266単位	－1／100	－1／100	×95／100	×90／100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90／100 事業所と同一建物の利用者の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×85／100	＋15／100	＋10／100	＋5／100

ロ 初回加算	①月につき ＋200単位
ハ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算（Ⅰ） ①日につき ＋3単位
	(2) 認知症専門ケア加算（Ⅱ） ①日につき ＋4単位
ニ 看取り連携体制加算	死亡日及び死亡日以前30日以上に限り1回につき ＋64単位
ホ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ） ①回につき ＋44単位
	(2) サービス提供体制強化加算（Ⅱ） ①回につき ＋36単位
	(3) サービス提供体制強化加算（Ⅲ） ①回につき ＋12単位
ヘ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） ①月につき ＋所定単位×58／1000
	(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） ①月につき ＋所定単位×42／1000
	(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） ①月につき ＋所定単位×23／1000
ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） ①月につき ＋所定単位×21／1000
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） ①月につき ＋所定単位×15／1000
チ 介護職員等ベースアップ等支援加算	①月につき ＋所定単位×11／1000

注
所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計

注
所定単位は、イからトまでにより算定した単位数の合計

注
所定単位は、イからチまでにより算定した単位数の合計

：　特別地域訪問入浴介護加算」、中山間地域等における小規模事業所加算」、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、ホ サービス提供体制強化加算」、ヘ 介護職員処遇改善加算」、ト 介護職員等特定処遇改善加算」及び チ 介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※ 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については令和6年5月31日まで算定可能。

[脚注]
1. 単位数算定記号の説明

＋○○単位	⇒	所定単位数 ＋ ○○単位
－○○単位	⇒	所定単位数 － ○○単位
×○○／100	⇒	所定単位数 × ○○／100
＋○○／100	⇒	所定単位数 ＋ 所定単位数×○○／100
－○○／100	⇒	所定単位数 － 所定単位数×○○／100

3 訪問看護費

基本部分	注 准看護師の場合	注 夜間又は早朝の場合、若しくは深夜の場合	注 複数名訪問加算（Ⅰ）	注 複数名訪問加算（Ⅱ）	注 1時間30分以上の訪問看護を行う場合	注 要介護5の者の場合	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域訪問看護加算	注 中山間地域における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 緊急時訪問看護加算（※）	注 特別管理加算	注 ターミナルケア加算	注 医療保険の訪問看護が必要であるものとして主治医が発行する訪問看護指示の文書の訪問看護指示期間の日数につき減算（1日につき）
イ 指定訪問看護ステーションの場合														
① 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 （513単位）	×90／100	夜間又は早朝の場合＋25／100 深夜の場合＋50／100	30分未満の場合＋25単位 30分以上の場合＋402単位	30分未満の場合＋201単位 30分以上の場合＋317単位	＋300単位		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90／100 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合×85／100	＋15／100	＋10／100	－5／100	1月につき＋574単位	1月につき（Ⅰ）の場合＋500単位又は（Ⅱ）の場合＋250単位	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合＋2,000単位	
② 30分未満 （470単位）														
③ 30分以上1時間未満 （821単位）														
④ 1時間以上1時間30分未満 （1,125単位）														
⑤ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 （293単位） ※ 1日に2回を超えて実施する場合は90／100														
ロ 病院又は診療所の場合														
① 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 （265単位）	×90／100				＋300単位						1月につき＋315単位			
② 30分未満 （398単位）														
③ 30分以上1時間未満 （573単位）														
④ 1時間以上1時間30分未満 （842単位）														
ハ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携する場合 （月につき 2,954単位）	准看護師による訪問が1回でもある場合×98／100					＋800単位					1月につき訪問看護ステーションの場合＋574単位 病院又は診療所の場合＋315単位			－97単位

ニ 初回加算	1月につき ＋300単位
ホ 退院時共同指導加算	1回につき ＋600単位
ヘ 看護・介護職員連携強化加算	1月につき ＋250単位
ト 看護体制強化加算（イ及びロを算定する場合のみ算定）	① 看護体制強化加算（Ⅰ） 1月につき ＋550単位
	② 看護体制強化加算（Ⅱ） 1月につき ＋200単位

チ サービス提供体制強化加算	① イ及びロを算定する場合	(ｲ) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	1回につき ＋6単位
		(ﾛ) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	1回につき ＋3単位
	② ハを算定する場合	(ｲ) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	1月につき ＋50単位
		(ﾛ) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	1月につき ＋25単位

：「特別地域訪問看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※ 1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間、深夜の訪問看護に係る加算を算定できるものとする。

4 訪問リハビリテーション費

			基本部分	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域訪問リハビリテーション加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 短期集中リハビリテーション実施加算	注 リハビリテーションマネジメント加算 A)	注 リハビリテーションマネジメント加算 B)	注 事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合
イ 訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	1回につき 307単位		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90／100 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85／100	＋15／100	＋10／100	＋5／100	1日につき ＋200単位	リハビリテーションマネジメント加算 A)イ 1月につき ＋180単位 リハビリテーションマネジメント加算 A)ロ 1月につき ＋213単位	リハビリテーションマネジメント加算 B)イ 1月につき ＋450単位 リハビリテーションマネジメント加算 B)ロ 1月につき ＋483単位	1回につき －50単位
	介護老人保健施設の場合										
	介護医療院の場合										

ロ 移行支援加算		(1日につき 17単位を加算)
ハ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	(1回につき ＋6単位)
	(2)サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	(1回につき ＋3単位)

：特別地域訪問リハビリテーション加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

5 居宅療養管理指導費

			基本部分	注 特別地域居宅療養管理指導加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 医師が行う場合 (月 2回を限度)	(1) 居宅療養管理指導費 (Ⅰ) (2)以外)	(ｲ) 単一建物居住者 1人に対して行う場合	614単位)	＋15／100	＋10／100	＋5／100
		(ﾛ) 単一建物居住者 2人以上 9人以下に対して行う場合	486単位)			
		(ﾊ) (ｲ)及び (ﾛ)以外の場合	445単位)			
	(2) 居宅療養管理指導費 (Ⅱ) (在宅時医学総合管理料又は特定施設入居時等医学総合管理料を算定する場合)	(ｲ) 単一建物居住者 1人に対して行う場合	298単位)			
		(ﾛ) 単一建物居住者 2人以上 9人以下に対して行う場合	286単位)			
		(ﾊ) (ｲ)及び (ﾛ)以外の場合	259単位)			
ロ 歯科医師が行う場合 (月 2回を限度)	(1) 単一建物居住者 1人に対して行う場合		516単位)			
	(2) 単一建物居住者 2人以上 9人以下に対して行う場合		486単位)			
	(3) (1)及び (2)以外の場合		440単位)			
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合 (月 2回を限度)	(ｲ) 単一建物居住者 1人に対して行う場合	665単位)			
		(ﾛ) 単一建物居住者 2人以上 9人以下に対して行う場合	416単位)			
		(ﾊ) (ｲ)及び (ﾛ)以外の場合	379単位)			
	(2) 薬局の薬剤師の場合 (月 4回を限度)	(ｲ) 単一建物居住者 1人に対して行う場合	517単位)			
		(ﾛ) 単一建物居住者 2人以上 9人以下に対して行う場合	378単位)			
		(ﾊ) (ｲ)及び (ﾛ)以外の場合	341単位)			
		(ﾆ) 情報通信機器を用いて行う場合 (月 1回を限度)	45単位)			
ニ 管理栄養士が行う場合 (月 2回を限度)	(1) 当該指定居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が行った場合	(ｲ) 単一建物居住者 1人に対して行う場合	544単位)	＋15／100	＋10／100	＋5／100
		(ﾛ) 単一建物居住者 2人以上 9人以下に対して行う場合	486単位)			
		(ﾊ) (ｲ)及び (ﾛ)以外の場合	443単位)			
	(2) 当該指定居宅療養管理指導事業所以外の管理栄養士が行った場合	(ｲ) 単一建物居住者 1人に対して行う場合	524単位)			
		(ﾛ) 単一建物居住者 2人以上 9人以下に対して行う場合	466単位)			
		(ﾊ) (ｲ)及び (ﾛ)以外の場合	423単位)			
ホ 歯科衛生士等が行う場合 (月 4回を限度)	(1) 単一建物居住者 1人に対して行う場合		361単位)			
	(2) 単一建物居住者 2人以上 9人以下に対して行う場合		325単位)			
	(3) (1)及び (2)以外の場合		294単位)			

注
特別な薬剤の投薬が行われている在宅の利用者又は居住系施設入居者等に対して、当該薬剤の使用に関する必要な薬学的管理指導を行った場合

＋100単位

※ ハ (2) (ｲ) (ﾛ) (ﾊ)について、がん末期の患者及び中心静脈栄養患者については、週2回かつ月8回算定できる。

6 通所介護費

基本部分			注 利用者の数が利用定員を超える場合	注 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 又は	注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 3時間以上8時間未満の通所介護を行う場合	注 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合	注 8時間以上9時間未満の通所介護の前後に日常生活上の世話を行う場合	注 共生型通所介護を行う場合	注 生活相談員配置等加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 入浴介助加算（Ⅰ）	入浴介助加算（Ⅱ）	注 中重度者ケア体制加算	注 生活機能向上連携加算（Ⅰ）	生活機能向上連携加算（Ⅱ）	注 個別機能訓練加算（Ⅰ）イ	個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ	個別機能訓練加算（Ⅱ）	注 ADL維持等加算（Ⅰ）	ADL維持等加算（Ⅱ）	注 認知症加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 栄養アセスメント加算	注 栄養改善加算	注 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	注 口腔機能向上加算（Ⅰ）	口腔機能向上加算（Ⅱ）	注 科学的介護推進体制加算	注 事業所と同一建物に所住する者又は同一建物から利用する者に通所介護を行う場合	注 事業所が送迎を行わない場合
イ 通常型通所介護費	(1) 3時間以上4時間未満	要介護1	（ 370 単位）																														
		要介護2	（ 423 単位）																														
		要介護3	（ 475 単位）																														
		要介護4	（ 533 単位）																														
		要介護5	（ 588 単位）																														
	(2) 4時間以上5時間未満	要介護1	（ 388 単位）				×70／100																										
		要介護2	（ 444 単位）																														
		要介護3	（ 502 単位）																														
		要介護4	（ 560 単位）																														
		要介護5	（ 617 単位）																														
	(3) 5時間以上6時間未満	要介護1	（ 570 単位）																														
		要介護2	（ 672 単位）																														
		要介護3	（ 777 単位）																														
		要介護4	（ 880 単位）																														
		要介護5	（ 984 単位）																														
	(4) 6時間以上7時間未満	要介護1	（ 584 単位）																														
		要介護2	（ 689 単位）																														
		要介護3	（ 796 単位）																														
		要介護4	（ 901 単位）																														
		要介護5	（ 1,008 単位）																														
	(5) 7時間以上8時間未満	要介護1	（ 658 単位）																														
		要介護2	（ 777 単位）																														
		要介護3	（ 900 単位）																														
		要介護4	（ 1,022 単位）																														
		要介護5	（ 1,148 単位）																														
	(6) 8時間以上9時間未満	要介護1	（ 660 単位）						9時間以上10時間未満の場合 ＋50単位 10時間以上11時間未満の場合 ＋100単位 11時間以上12時間未満の場合 ＋150単位 12時間以上13時間未満の場合 ＋200単位 13時間以上14時間未満の場合 ＋250単位																									
		要介護2	（ 791 単位）																														
		要介護3	（ 915 単位）																														
		要介護4	（ 1,041 単位）																														
		要介護5	（ 1,168 単位）																														
ロ 大規模型通所介護費（Ⅰ）	(1) 3時間以上4時間未満	要介護1	（ 358 単位）																														
		要介護2	（ 405 単位）																														
		要介護3	（ 462 単位）																														
		要介護4	（ 513 単位）																														
		要介護5	（ 568 単位）																														
	(2) 4時間以上5時間未満	要介護1	（ 370 単位）				×70／100																										
		要介護2	（ 430 単位）																														
		要介護3	（ 486 単位）																														
		要介護4	（ 541 単位）																														
		要介護5	（ 597 単位）																														
	(3) 5時間以上6時間未満	要介護1	（ 544 単位）																														
		要介護2	（ 643 単位）																														
		要介護3	（ 743 単位）																														
		要介護4	（ 840 単位）																														
		要介護5	（ 940 単位）																														
	(4) 6時間以上7時間未満	要介護1	（ 564 単位）																														
		要介護2	（ 667 単位）																														
		要介護3	（ 770 単位）																														
		要介護4	（ 871 単位）																														
		要介護5	（ 974 単位）																														
	(5) 7時間以上8時間未満	要介護1	（ 625 単位）																														
		要介護2	（ 744 単位）																														
		要介護3	（ 861 単位）																														
		要介護4	（ 980 単位）																														
		要介護5	（ 1,097 単位）																														
	(6) 8時間以上9時間未満	要介護1	（ 647 単位）						9時間以上10時間未満の場合 ＋50単位 10時間以上11時間未満の場合 ＋100単位 11時間以上12時間未満の場合 ＋150単位 12時間以上13時間未満の場合 ＋200単位 13時間以上14時間未満の場合 ＋250単位																									
		要介護2	（ 765 単位）																														
		要介護3	（ 885 単位）																														
		要介護4	（ 1,007 単位）																														
		要介護5	（ 1,127 単位）																														
ハ 大規模型通所介護費（Ⅱ）	(1) 3時間以上4時間未満	要介護1	（ 340 単位）																														
		要介護2	（ 385 単位）																														
		要介護3	（ 440 単位）																														
		要介護4	（ 495 単位）																														
		要介護5	（ 549 単位）																														
	(2) 4時間以上5時間未満	要介護1	（ 362 単位）				×70／100																										
		要介護2	（ 414 単位）																														
		要介護3	（ 468 単位）																														
		要介護4	（ 521 単位）																														
		要介護5	（ 575 単位）																														
	(3) 5時間以上6時間未満	要介護1	（ 525 単位）																														
		要介護2	（ 620 単位）																														
		要介護3	（ 716 単位）																														
		要介護4	（ 812 単位）																														
		要介護5	（ 907 単位）																														
	(4) 6時間以上7時間未満	要介護1	（ 543 単位）																														
		要介護2	（ 641 単位）																														
		要介護3	（ 740 単位）																														
		要介護4	（ 839 単位）																														
		要介護5	（ 938 単位）																														
	(5) 7時間以上8時間未満	要介護1	（ 602 単位）																														
		要介護2	（ 716 単位）																														
		要介護3	（ 830 単位）																														
		要介護4	（ 946 単位）																														
		要介護5	（ 1,059 単位）																														
	(6) 8時間以上9時間未満	要介護1	（ 623 単位）						9時間以上10時間未満の場合 ＋50単位 10時間以上11時間未満の場合 ＋100単位 11時間以上12時間未満の場合 ＋150単位 12時間以上13時間未満の場合 ＋200単位 13時間以上14時間未満の場合 ＋250単位																									
		要介護2	（ 737 単位）																														
		要介護3	（ 852 単位）																														
		要介護4	（ 970 単位）																														
		要介護5	（ 1,086 単位）																														

ニ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 0回につき 22単位を加算）	
	(2) サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 0回につき 18単位を加算）	
	(3) サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 0回につき 6単位を加算）	
ホ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 《月につき ＋所定単位×59／1000》	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 《月につき ＋所定単位×43／1000》	
	(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 《月につき ＋所定単位×23／1000》	
ヘ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 《月につき ＋所定単位×12／1000》	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 《月につき ＋所定単位×10／1000》	
ト 介護職員等ベースアップ等支援加算	0月につき ＋所定単位×11／1000》	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計

注 ： 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合」、「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所介護を行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ ロ又はハを算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、その単位数を算入

※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及び蔓延の防止のための委員会及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。

※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については令和7年5月31日まで算定可能。

7 通所リハビリテーション費

基本部分				注 利用者の数が利用定員を超える場合	注 医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合（又は）	注 換気が不又は換気の効率を阻害する利用者数の減少が一定以上生じている場合	注 理学療法士等体制強化加算	注 3時間以上5時間未満の通所リハビリテーションの前後に日常生活上の世話を行う場合	注 リハビリテーション提供体制加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 入浴介助加算（Ⅰ）	注 入浴介助加算（Ⅱ）	注 リハビリテーションマネジメント加算A)	注 リハビリテーションマネジメント加算B)	注 短期集中個別リハビリテーション実施加算	注 認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）	注 認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）	注 生活行為向上リハビリテーション実施加算	注 介護職員処遇改善加算	注 栄養アセスメント加算	注 栄養改善加算	注 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	注 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	注 口腔機能向上加算（Ⅰ）	注 口腔機能向上加算（Ⅱ）	注 重度療養管理加算	注 中重度者ケア体制加算	注 科学的介護推進体制加算	注 事業所単位又は一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所リハビリテーションを行う場合	注 事業所が近隣にない場合
病院又は診療所の場合	① 1時間以上3時間未満	要介護1	（ 366 単位）				1日につき ＋30単位																							
		要介護2	（ 395 単位）																											
		要介護3	（ 426 単位）																											
		要介護4	（ 455 単位）																											
		要介護5	（ 487 単位）																											
	② 2時間以上3時間未満	要介護1	（ 380 単位）																											
		要介護2	（ 436 単位）																											
		要介護3	（ 494 単位）																											
		要介護4	（ 551 単位）																											
		要介護5	（ 608 単位）																											
	③ 3時間以上4時間未満	要介護1	（ 483 単位）						3時間以上4時間未満の場合 ＋12単位																					
		要介護2	（ 561 単位）																											
		要介護3	（ 638 単位）																											
		要介護4	（ 738 単位）																											
		要介護5	（ 836 単位）																											
	④ 4時間以上5時間未満	要介護1	（ 549 単位）						4時間以上5時間未満の場合 ＋16単位																					
		要介護2	（ 637 単位）																											
		要介護3	（ 725 単位）																											
		要介護4	（ 838 単位）																											
		要介護5	（ 950 単位）																											
	⑤ 5時間以上6時間未満	要介護1	（ 618 単位）						5時間以上6時間未満の場合 ＋20単位																					
		要介護2	（ 733 単位）																											
		要介護3	（ 846 単位）																											
		要介護4	（ 980 単位）																											
		要介護5	（ 1,112 単位）																											
	⑥ 6時間以上7時間未満	要介護1	（ 710 単位）						6時間以上7時間未満の場合 ＋24単位																					
		要介護2	（ 844 単位）																											
		要介護3	（ 974 単位）																											
		要介護4	（ 1,129 単位）																											
		要介護5	（ 1,281 単位）																											
	⑦ 7時間以上8時間未満	要介護1	（ 757 単位）					8時間以上9時間未満の場合 ＋50単位 9時間以上10時間未満の場合 ＋100単位 10時間以上11時間未満の場合 ＋150単位 11時間以上12時間未満の場合 ＋200単位 12時間以上13時間未満の場合 ＋250単位 13時間以上14時間未満の場合 ＋300単位	7時間以上の場合 ＋28単位																					
		要介護2	（ 897 単位）																											
		要介護3	（ 1,039 単位）																											
		要介護4	（ 1,206 単位）																											
		要介護5	（ 1,369 単位）																											
介護老人保健施設の場合	① 1時間以上2時間未満	要介護1	（ 366 単位）				1日につき ＋30単位																							
		要介護2	（ 395 単位）																											
		要介護3	（ 426 単位）																											
		要介護4	（ 455 単位）																											
		要介護5	（ 487 単位）																											
	② 2時間以上3時間未満	要介護1	（ 380 単位）																											
		要介護2	（ 436 単位）																											
		要介護3	（ 494 単位）																											
		要介護4	（ 551 単位）																											
		要介護5	（ 608 単位）																											
	③ 3時間以上4時間未満	要介護1	（ 483 単位）						3時間以上4時間未満の場合 ＋12単位																					
		要介護2	（ 561 単位）																											
		要介護3	（ 638 単位）																											
		要介護4	（ 738 単位）																											
		要介護5	（ 836 単位）																											
	④ 4時間以上5時間未満	要介護1	（ 549 単位）						4時間以上5時間未満の場合 ＋16単位																					
		要介護2	（ 637 単位）																											
		要介護3	（ 725 単位）																											
		要介護4	（ 838 単位）																											
		要介護5	（ 950 単位）																											
	⑤ 5時間以上6時間未満	要介護1	（ 618 単位）						5時間以上6時間未満の場合 ＋20単位																					
		要介護2	（ 733 単位）																											
		要介護3	（ 846 単位）																											
		要介護4	（ 980 単位）																											
		要介護5	（ 1,112 単位）																											
	⑥ 6時間以上7時間未満	要介護1	（ 710 単位）						6時間以上7時間未満の場合 ＋24単位																					
		要介護2	（ 844 単位）																											
		要介護3	（ 974 単位）																											
		要介護4	（ 1,129 単位）																											
		要介護5	（ 1,281 単位）																											
	⑦ 7時間以上8時間未満	要介護1	（ 757 単位）					8時間以上9時間未満の場合 ＋50単位 9時間以上10時間未満の場合 ＋100単位 10時間以上11時間未満の場合 ＋150単位 11時間以上12時間未満の場合 ＋200単位 12時間以上13時間未満の場合 ＋250単位 13時間以上14時間未満の場合 ＋300単位	7時間以上の場合 ＋28単位																					
		要介護2	（ 897 単位）																											
		要介護3	（ 1,039 単位）																											
		要介護4	（ 1,206 単位）																											
		要介護5	（ 1,369 単位）																											

注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
通常規模の事業所の場合	① 1時間以上2時間未満	② 2時間以上3時間未満	③ 3時間以上4時間未満	④ 4時間以上5時間未満	⑤ 5時間以上6時間未満	⑥ 6時間以上7時間未満	⑦ 7時間以上8時間未満	×70/100	×70/100	＋3/100	＋5/100	1日につき ＋40単位	1日につき ＋60単位	リハビリテーションマネジメント加算A)イ 同意日の属する月から6月以内 1月につき ＋560単位 同意日の属する月から6月超 1月につき ＋240単位 リハビリテーションマネジメント加算A)ロ 同意日の属する月から6月以内 1月につき ＋593単位 同意日の属する月から6月超 1月につき ＋273単位	リハビリテーションマネジメント加算B)イ 同意日の属する月から6月以内 1月につき ＋830単位 同意日の属する月から6月超 1月につき ＋510単位 リハビリテーションマネジメント加算B)ロ 同意日の属する月から6月以内 1月につき ＋863単位 同意日の属する月から6月超 1月につき ＋543単位	1日につき ＋110単位	1日につき ＋240単位（週2日を限度）	1月につき ＋1,920単位	利用開始月の属する月から6月以内 1月につき ＋1,250単位	1日につき ＋60単位	1月につき ＋50単位	1回につき ＋200単位（月3回を限度）	1回につき ＋20単位（6月に1回を限度）	1回につき ＋5単位（6月に1回を限度）	1回につき ＋150単位（月3回を限度）	1回につき ＋160単位（月2回を限度）	1日につき ＋100単位	1日につき ＋20単位	1月につき ＋40単位	1日につき －94単位	片道につき －47単位

基本部分				注 利用者の数が利用定員を超える場合	注 区分1、理学療法士、作業療法士・言語聴覚士、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 又は	注 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合	注 理学療法士等体制強化加算	注 8時間以上9時間未満の通所リハビリテーションの前後に日常生活上の世話を行う場合	注 リハビリテーション提供体制加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 入浴介助加算（Ⅰ）	注 入浴介助加算（Ⅱ）	注 リハビリテーションマネジメント加算（ａ）	注 リハビリテーションマネジメント加算（ｂ）	注 処遇改善加算（Ⅰ）	注 認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）	注 認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）	注 生活行為向上リハビリテーション実施加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 栄養アセスメント加算	注 栄養改善加算	注 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	注 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	注 口腔機能向上加算（Ⅰ）	注 口腔機能向上加算（Ⅱ）	注 重度療養管理加算	注 中重度者ケア体制加算	注 科学的介護推進体制加算	注 事業所が同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所リハビリテーションを行う場合	注 事業所が送迎を行わない場合
病院又は診療所の場合	① 1時間以上3時間未満	要介護1	（ 361 単位）				1日につき＋30単位																						
		要介護2	（ 392 単位）																										
		要介護3	（ 421 単位）																										
		要介護4	（ 450 単位）																										
		要介護5	（ 481 単位）																										
	② 2時間以上3時間未満	要介護1	（ 375 単位）																										
		要介護2	（ 431 単位）																										
		要介護3	（ 488 単位）																										
		要介護4	（ 544 単位）																										
		要介護5	（ 601 単位）																										
	③ 3時間以上4時間未満	要介護1	（ 477 単位）						3時間以上4時間未満の場合 ＋12単位																				
		要介護2	（ 554 単位）																										
		要介護3	（ 630 単位）																										
		要介護4	（ 727 単位）																										
		要介護5	（ 824 単位）																										
	④ 4時間以上5時間未満	要介護1	（ 540 単位）						4時間以上5時間未満の場合 ＋16単位																				
		要介護2	（ 626 単位）																										
		要介護3	（ 711 単位）																										
		要介護4	（ 821 単位）																										
		要介護5	（ 932 単位）																										
	⑤ 5時間以上6時間未満	要介護1	（ 599 単位）						5時間以上6時間未満の場合 ＋20単位																				
		要介護2	（ 709 単位）																										
		要介護3	（ 819 単位）																										
		要介護4	（ 950 単位）																										
		要介護5	（ 1,077 単位）																										
	⑥ 6時間以上7時間未満	要介護1	（ 694 単位）						6時間以上7時間未満の場合 ＋24単位																				
		要介護2	（ 824 単位）																										
		要介護3	（ 953 単位）																										
		要介護4	（ 1,102 単位）																										
		要介護5	（ 1,252 単位）																										
	⑦ 7時間以上8時間未満	要介護1	（ 734 単位）					8時間以上9時間未満の場合 ＋50単位 9時間以上10時間未満の場合 ＋100単位 10時間以上11時間未満の場合 ＋150単位 11時間以上12時間未満の場合 ＋200単位 12時間以上13時間未満の場合 ＋250単位 13時間以上14時間未満の場合 ＋300単位	7時間以上の場合 ＋28単位																				
		要介護2	（ 868 単位）																										
		要介護3	（ 1,006 単位）																										
		要介護4	（ 1,166 単位）																										
		要介護5	（ 1,325 単位）																										
介護医療院の場合	① 1時間以上3時間未満	要介護1	（ 361 単位）				1日につき＋30単位																						
		要介護2	（ 392 単位）																										
		要介護3	（ 421 単位）																										
		要介護4	（ 450 単位）																										
		要介護5	（ 481 単位）																										
	② 3時間以上3時間未満	要介護1	（ 375 単位）																										
		要介護2	（ 431 単位）																										
		要介護3	（ 488 単位）																										
		要介護4	（ 544 単位）																										
		要介護5	（ 601 単位）																										
	③ 3時間以上4時間未満	要介護1	（ 477 単位）						3時間以上4時間未満の場合 ＋12単位																				
		要介護2	（ 554 単位）																										
		要介護3	（ 630 単位）																										
		要介護4	（ 727 単位）																										
		要介護5	（ 824 単位）																										
	④ 4時間以上5時間未満	要介護1	（ 540 単位）						4時間以上5時間未満の場合 ＋16単位																				
		要介護2	（ 626 単位）																										
		要介護3	（ 711 単位）																										
		要介護4	（ 821 単位）																										
		要介護5	（ 932 単位）																										
	⑤ 5時間以上6時間未満	要介護1	（ 599 単位）						5時間以上6時間未満の場合 ＋20単位																				
		要介護2	（ 709 単位）																										
		要介護3	（ 819 単位）																										
		要介護4	（ 950 単位）																										
		要介護5	（ 1,077 単位）																										
	⑥ 6時間以上7時間未満	要介護1	（ 694 単位）						6時間以上7時間未満の場合 ＋24単位																				
		要介護2	（ 824 単位）																										
		要介護3	（ 953 単位）																										
		要介護4	（ 1,102 単位）																										
		要介護5	（ 1,252 単位）																										
	⑦ 7時間以上8時間未満	要介護1	（ 734 単位）					8時間以上9時間未満の場合 ＋50単位 9時間以上10時間未満の場合 ＋100単位 10時間以上11時間未満の場合 ＋150単位 11時間以上12時間未満の場合 ＋200単位 12時間以上13時間未満の場合 ＋250単位 13時間以上14時間未満の場合 ＋300単位	7時間以上の場合 ＋28単位																				
		要介護2	（ 868 単位）																										
		要介護3	（ 1,006 単位）																										
		要介護4	（ 1,166 単位）																										
		要介護5	（ 1,325 単位）																										

注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
×70/100	×70/100	＋3/100				＋5/100	1日につき＋40単位	1日につき＋60単位					1日につき＋110単位		1日につき＋240単位（最2日を限度）	1月につき＋1,920単位	利用開始日の属する月から6月以内 1日につき＋1,250単位	1日につき＋60単位	1月につき＋50単位	1回につき＋200単位（1月に3回を限度）	1回につき＋20単位（6月に1回を限度）	1回につき＋5単位（6月に1回を限度）	1回につき＋150単位（1月3回を限度）	1日につき＋160単位（1月2回を限度）	1日につき＋100単位	1日につき＋20単位	1月につき＋40単位	1日につき－94単位	片道につき－47単位

基本部分				注 利用者の数が利用定員を超える場合	注 医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	注 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合	注 理学療法士等体制強化加算	注 9時間以上8時間未満の通所リハビリテーションの前後に日常生活上の世話を行う場合	注 リハビリテーション提供体制加算	注 中山間地域等に居住する者への サービス提供加算	注 入浴介助加算（Ⅰ）	注 入浴介助加算（Ⅱ）	注 リハビリテーションマネジメント加算（A）	注 リハビリテーションマネジメント加算（B）	注 短期集中個別リハビリテーション実施加算	注 認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）	注 認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）	注 生活行為向上リハビリテーション実施加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 栄養アセスメント加算	注 栄養改善加算	注 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	注 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	注 口腔機能向上加算（Ⅰ）	注 口腔機能向上加算（Ⅱ）	注 重度療養管理加算	注 中重度者ケア体制加算	注 科学的介護推進体制加算	注 事業所が同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所リハビリテーションを行う場合	注 事業所が定員超を行わない場合
ハ 大規模の事業所（Ⅱ）の場合	病院又は診療所の場合	① 1時間以上2時間未満	認介護1 （ 353 単位）				1日につき ＋30単位																						
			要介護2 （ 384 単位）																										
			要介護3 （ 411 単位）																										
			要介護4 （ 441 単位）																										
			要介護5 （ 469 単位）																										
		② 2時間以上3時間未満	認介護1 （ 368 単位）																										
			要介護2 （ 423 単位）																										
			要介護3 （ 477 単位）																										
			要介護4 （ 531 単位）																										
			要介護5 （ 586 単位）																										
		③ 3時間以上4時間未満	認介護1 （ 465 単位）						3時間以上4時間未満の場合 ＋12単位																				
			要介護2 （ 542 単位）																										
			要介護3 （ 616 単位）																										
			要介護4 （ 710 単位）																										
			要介護5 （ 806 単位）																										
		④ 4時間以上5時間未満	認介護1 （ 520 単位）						4時間以上5時間未満の場合 ＋16単位																				
			要介護2 （ 606 単位）																										
			要介護3 （ 689 単位）																										
			要介護4 （ 796 単位）																										
			要介護5 （ 902 単位）																										
		⑤ 5時間以上6時間未満	認介護1 （ 579 単位）						5時間以上6時間未満の場合 ＋20単位																				
			要介護2 （ 687 単位）																										
			要介護3 （ 793 単位）																										
			要介護4 （ 919 単位）																										
			要介護5 （ 1,043 単位）																										
		⑥ 6時間以上7時間未満	認介護1 （ 670 単位）						6時間以上7時間未満の場合 ＋24単位																				
			要介護2 （ 797 単位）																										
			要介護3 （ 919 単位）																										
			要介護4 （ 1,066 単位）																										
			要介護5 （ 1,211 単位）																										
		⑦ 7時間以上8時間未満	認介護1 （ 708 単位）					8時間以上9時間未満の場合 ＋50単位 9時間以上10時間未満の場合 ＋100単位 10時間以上11時間未満の場合 ＋150単位 11時間以上12時間未満の場合 ＋200単位 12時間以上13時間未満の場合 ＋250単位 13時間以上14時間未満の場合 ＋300単位	7時間以上の場合 ＋28単位																				
			要介護2 （ 841 単位）																										
			要介護3 （ 973 単位）																										
			要介護4 （ 1,129 単位）																										
			要介護5 （ 1,282 単位）																										
	介護老人保健施設の場合	① 1時間以上2時間未満	認介護1 （ 353 単位）				1日につき ＋30単位																						
			要介護2 （ 384 単位）																										
			要介護3 （ 411 単位）																										
			要介護4 （ 441 単位）																										
			要介護5 （ 469 単位）																										
		② 2時間以上3時間未満	認介護1 （ 368 単位）																										
			要介護2 （ 423 単位）																										
			要介護3 （ 477 単位）																										
			要介護4 （ 531 単位）																										
			要介護5 （ 586 単位）																										
		③ 3時間以上4時間未満	認介護1 （ 465 単位）						3時間以上4時間未満の場合 ＋12単位																				
			要介護2 （ 542 単位）																										
			要介護3 （ 616 単位）																										
			要介護4 （ 710 単位）																										
			要介護5 （ 806 単位）																										
		④ 4時間以上5時間未満	認介護1 （ 520 単位）						4時間以上5時間未満の場合 ＋16単位																				
			要介護2 （ 606 単位）																										
			要介護3 （ 689 単位）																										
			要介護4 （ 796 単位）																										
			要介護5 （ 902 単位）																										
		⑤ 5時間以上6時間未満	認介護1 （ 579 単位）						5時間以上6時間未満の場合 ＋20単位																				
			要介護2 （ 687 単位）																										
			要介護3 （ 793 単位）																										
			要介護4 （ 919 単位）																										
			要介護5 （ 1,043 単位）																										
		⑥ 6時間以上7時間未満	認介護1 （ 670 単位）						6時間以上7時間未満の場合 ＋24単位																				
			要介護2 （ 797 単位）																										
			要介護3 （ 919 単位）																										
			要介護4 （ 1,066 単位）																										
			要介護5 （ 1,211 単位）																										
		⑦ 7時間以上8時間未満	認介護1 （ 708 単位）					8時間以上9時間未満の場合 ＋50単位 9時間以上10時間未満の場合 ＋100単位 10時間以上11時間未満の場合 ＋150単位 11時間以上12時間未満の場合 ＋200単位 12時間以上13時間未満の場合 ＋250単位 13時間以上14時間未満の場合 ＋300単位	7時間以上の場合 ＋28単位																				
			要介護2 （ 841 単位）																										
			要介護3 （ 973 単位）																										
			要介護4 （ 1,129 単位）																										
			要介護5 （ 1,282 単位）																										
	介護医療院の場合	① 1時間以上2時間未満	認介護1 （ 353 単位）																										
			要介護2 （ 384 単位）																										
			要介護3 （ 411 単位）																										
			要介護4 （ 441 単位）																										
			要介護5 （ 469 単位）																										
		② 2時間以上3時間未満	認介護1 （ 368 単位）																										
			要介護2 （ 423 単位）																										
			要介護3 （ 477 単位）																										
			要介護4 （ 531 単位）																										
			要介護5 （ 586 単位）																										
		③ 3時間以上4時間未満	認介護1 （ 465 単位）						3時間以上4時間未満の場合 ＋12単位																				
			要介護2 （ 542 単位）																										
			要介護3 （ 616 単位）																										
			要介護4 （ 710 単位）																										
			要介護5 （ 806 単位）																										
		④ 4時間以上5時間未満	認介護1 （ 520 単位）						4時間以上5時間未満の場合 ＋16単位																				
			要介護2 （ 606 単位）																										
			要介護3 （ 689 単位）																										
			要介護4 （ 796 単位）																										
			要介護5 （ 902 単位）																										
		⑤ 5時間以上6時間未満	認介護1 （ 579 単位）						5時間以上6時間未満の場合 ＋20単位																				
			要介護2 （ 687 単位）																										
			要介護3 （ 793 単位）																										
			要介護4 （ 919 単位）																										
			要介護5 （ 1,043 単位）																										
		⑥ 6時間以上7時間未満	認介護1 （ 670 単位）						6時間以上7時間未満の場合 ＋24単位																				
			要介護2 （ 797 単位）																										
			要介護3 （ 919 単位）																										
			要介護4 （ 1,066 単位）																										
			要介護5 （ 1,211 単位）																										
		⑦ 7時間以上8時間未満	認介護1 （ 708 単位）					8時間以上9時間未満の場合 ＋50単位 9時間以上10時間未満の場合 ＋100単位 10時間以上11時間未満の場合 ＋150単位 11時間以上12時間未満の場合 ＋200単位 12時間以上13時間未満の場合 ＋250単位 13時間以上14時間未満の場合 ＋300単位	7時間以上の場合 ＋28単位																				
			要介護2 （ 841 単位）																										
			要介護3 （ 973 単位）																										
			要介護4 （ 1,129 単位）																										
			要介護5 （ 1,282 単位）																										

ハ 大規模の事業所（Ⅱ）の場合	病院又は診療所の場合	① 1時間以上2時間未満	認介護1 （ 353 単位）	×70／100	×70／100	＋3／100	1日につき ＋30単位			＋5／100	1日につき ＋40単位	1日につき ＋60単位	リハビリテーションマネジメント加算（A）イ 同意日の属する月から6月以内 1日につき ＋560単位 同意日の属する月から6月超 1日につき ＋240単位 リハビリテーションマネジメント加算（A）ロ 同意日の属する月から6月以内 1日につき ＋593単位 同意日の属する月から6月超 1日につき ＋273単位	リハビリテーションマネジメント加算（B）イ 同意日の属する月から6月以内 1日につき ＋830単位 同意日の属する月から6月超 1日につき ＋510単位 リハビリテーションマネジメント加算（B）ロ 同意日の属する月から6月以内 1日につき ＋863単位 同意日の属する月から6月超 1日につき ＋543単位	1日につき ＋110単位	1日につき ＋240単位（週2日を限度）	1月につき ＋1,920単位	利用開始日の属する月から6月以内 1日につき ＋1,250単位	1日につき ＋60単位	1月につき ＋50単位	1回につき ＋200単位（月2回を限度）	1回につき ＋20単位（6月に1回を限度）	1回につき ＋5単位（6月に1回を限度）	1回につき ＋150単位（月2回を限度）	1日につき ＋160単位（月2回を限度）	1日につき ＋100単位	1月につき ＋20単位	1月につき ＋40単位	1月につき －94単位	片道につき －47単位
			要介護2 （ 384 単位）																										
			要介護3 （ 411 単位）																										
			要介護4 （ 441 単位）																										
			要介護5 （ 469 単位）																										
		② 2時間以上3時間未満	認介護1 （ 368 単位）																										
			要介護2 （ 423 単位）																										
			要介護3 （ 477 単位）																										
			要介護4 （ 531 単位）																										
			要介護5 （ 586 単位）																										
		③ 3時間以上4時間未満	認介護1 （ 465 単位）																										
			要介護2 （ 542 単位）																										
			要介護3 （ 616 単位）																										
			要介護4 （ 710 単位）																										
			要介護5 （ 806 単位）																										
		④ 4時間以上5時間未満	認介護1 （ 520 単位）																										
			要介護2 （ 606 単位）																										
			要介護3 （ 689 単位）																										
			要介護4 （ 796 単位）																										
			要介護5 （ 902 単位）																										
		⑤ 5時間以上6時間未満	認介護1 （ 579 単位）																										
			要介護2 （ 687 単位）																										
			要介護3 （ 793 単位）																										
			要介護4 （ 919 単位）																										
			要介護5 （ 1,043 単位）																										
		⑥ 6時間以上7時間未満	認介護1 （ 670 単位）																										
			要介護2 （ 797 単位）																										
			要介護3 （ 919 単位）																										
			要介護4 （ 1,066 単位）																										
			要介護5 （ 1,211 単位）																										
		⑦ 7時間以上8時間未満	認介護1 （ 708 単位）																										
			要介護2 （ 841 単位）																										
			要介護3 （ 973 単位）																										
			要介護4 （ 1,129 単位）																										
			要介護5 （ 1,282 単位）																										
	介護老人保健施設の場合	① 1時間以上2時間未満	認介護1 （ 353 単位）				1日につき ＋30単位																						
			要介護2 （ 384 単位）																										
			要介護3 （ 411 単位）																										
			要介護4 （ 441 単位）																										
			要介護5 （ 469 単位）																										
		② 2時間以上3時間未満	認介護1 （ 368 単位）																										
			要介護2 （ 423 単位）																										
			要介護3 （ 477 単位）																										
			要介護4 （ 531 単位）																										
			要介護5 （ 586 単位）																										
		③ 3時間以上4時間未満	認介護1 （ 465 単位）																										
			要介護2 （ 542 単位）																										
			要介護3 （ 616 単位）																										
			要介護4 （ 710 単位）																										
			要介護5 （ 806 単位）																										
		④ 4時間以上5時間未満	認介護1 （ 520 単位）																										
			要介護2 （ 606 単位）																										
			要介護3 （ 689 単位）																										
			要介護4 （ 796 単位）																										
			要介護5 （ 902 単位）																										
		⑤ 5時間以上6時間未満	認介護1 （ 579 単位）																										
			要介護2 （ 687 単位）																										
			要介護3 （ 793 単位）																										
			要介護4 （ 919 単位）																										
			要介護5 （ 1,043 単位）																										
		⑥ 6時間以上7時間未満	認介護1 （ 670 単位）																										
			要介護2 （ 797 単位）																										
			要介護3 （ 919 単位）																										
			要介護4 （ 1,066 単位）																										
			要介護5 （ 1,211 単位）																										
		⑦ 7時間以上8時間未満	認介護1 （ 708 単位）																										
			要介護2 （ 841 単位）																										
			要介護3 （ 973 単位）																										
			要介護4 （ 1,129 単位）																										
			要介護5 （ 1,282 単位）																										
	介護医療院の場合	① 1時間以上2時間未満	認介護1 （ 353 単位）																										
			要介護2 （ 384 単位）																										
			要介護3 （ 411 単位）																										
			要介護4 （ 441 単位）																										
			要介護5 （ 469 単位）																										
		② 2時間以上3時間未満	認介護1 （ 368 単位）																										
			要介護2 （ 423 単位）																										
			要介護3 （ 477 単位）																										
			要介護4 （ 531 単位）																										
			要介護5 （ 586 単位）																										
		③ 3時間以上4時間未満	認介護1 （ 465 単位）																										
			要介護2 （ 542 単位）																										
			要介護3 （ 616 単位）																										
			要介護4 （ 710 単位）																										
			要介護5 （ 806 単位）																										
		④ 4時間以上5時間未満	認介護1 （ 520 単位）																										
			要介護2 （ 606 単位）																										
			要介護3 （ 689 単位）																										
			要介護4 （ 796 単位）																										
			要介護5 （ 902 単位）																										
		⑤ 5時間以上6時間未満	認介護1 （ 579 単位）																										
			要介護2 （ 687 単位）																										
			要介護3 （ 793 単位）																										
			要介護4 （ 919 単位）																										
			要介護5 （ 1,043 単位）																										
		⑥ 6時間以上7時間未満	認介護1 （ 670 単位）																										
			要介護2 （ 797 単位）																										
			要介護3 （ 919 単位）																										
			要介護4 （ 1,066 単位）																										
			要介護5 （ 1,211 単位）																										
		⑦ 7時間以上8時間未満	認介護1 （ 708 単位）																										
			要介護2 （ 841 単位）																										
			要介護3 （ 973 単位）																										
			要介護4 （ 1,129 単位）																										
			要介護5 （ 1,282 単位）																										

ニ 移行支援加算	（1日につき 12単位を加算）	
ホ サービス提供体制強化加算	(Ⅰ) サービス提供体制強化加算（Ⅰ） （1回につき 22単位を加算）	
	(Ⅱ) サービス提供体制強化加算（Ⅱ） （1回につき 18単位を加算）	
	(Ⅲ) サービス提供体制強化加算（Ⅲ） （1回につき 6単位を加算）	
ヘ 介護職員処遇改善加算	(Ⅰ) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） （月につき ＋所定単位×47／1000）	注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計
	(Ⅱ) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） （月につき ＋所定単位×34／1000）	
	(Ⅲ) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） （月につき ＋所定単位×19／1000）	
ト 介護職員等特定処遇改善加算	(Ⅰ) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） （月につき ＋所定単位×20／1000）	注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計
	(Ⅱ) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） （月につき ＋所定単位×17／1000）	
チ 介護職員等ベースアップ等支援加算	（月につき ＋所定単位×10／1000）	注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計

：　感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合）、事業所が同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所リハビリテーションを行う場合）、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算）、サービス提供体制強化加算）、介護職員処遇改善加算）、介護職員等特定処遇改善加算）及び 介護職員等ベースアップ等支援加算）は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※　ロ又はハを算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、その単位数を算入

※　介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については令和 6年 5月 31日まで算定可能。

8 短期入所生活介護費

基本単位				注 通常の介護を行う指定短期入所生活介護事業所において	注 夜間勤務条件基礎単位を算定しない場合	注 専従の医師又は看護職員が配置されていない場合（ユニット型短期入所生活介護を除く）	注 介護老人福祉施設の医師及び看護職員の配置に係る基準を満たさない場合	注 機械のユニットリーダーがユニットに配置されていない場合（ユニット型ショートステイ以外の短期入所生活介護事業所の場合）	注 認知症専門ケア加算（Ⅰ）	注 認知症専門ケア加算（Ⅱ）	注 認知症専門ケア加算（Ⅲ）	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 夜間勤務等看護Ⅰ（単独型・従来型・ユニット型）（Ⅰ）	注 夜間勤務等看護Ⅰ（単独型・従来型・ユニット型）（Ⅱ）	注 夜間勤務等看護Ⅰ（単独型・従来型・ユニット型）（Ⅲ）	注 夜間勤務等看護Ⅰ（単独型・従来型・ユニット型）（Ⅳ）	注 夜間勤務等看護Ⅰ（単独型・従来型・ユニット型）（Ⅴ）	注 夜間勤務等看護Ⅱ（単独型・従来型・ユニット型）（Ⅰ）	注 夜間勤務等看護Ⅱ（単独型・従来型・ユニット型）（Ⅱ）	注 夜間勤務等看護Ⅱ（単独型・従来型・ユニット型）（Ⅲ）	注 夜間勤務等看護Ⅱ（単独型・従来型・ユニット型）（Ⅳ）	注 夜間勤務等看護Ⅱ（単独型・従来型・ユニット型）（Ⅴ）	注 在宅生活継続のための特別養護老人ホームとの連携加算	注 夜間勤務等看護Ⅲ（単独型・従来型・ユニット型）（Ⅰ）・（Ⅱ）	注 夜間勤務等看護Ⅲ（単独型・従来型・ユニット型）（Ⅲ）・（Ⅳ）	注 認知症行動・心理症状緊急対応加算	注 医療連携強化加算（Ⅰ）を算定した利用者に対して行う場合	注 医療連携強化加算（Ⅱ）を算定した利用者に対して行う場合	注 重度療養管理加算	注 長期利用（連続して利用日数が30日を超える場合）を行う短期入所生活介護事業所において、当該利用者に対して、当該事業所における通常の利用日数（30日）を超えて短期入所生活介護を行った場合
(イ) 短期入所生活介護費（1日につき）	① 単独型短期入所生活介護費	(ｲ) 基礎型短期入所生活介護費（Ⅰ）<従来型>	要介護1：Ⅰ	738単位	×90/100	×70/100	×70/100	×97/100	所定単位数の3/1000を加算する	所定単位数の1/1000を加算する	所定単位数の0.5/1000を加算する	所定単位数の0.5/1000を加算する	所定単位数の0.5/1000を加算する	1日につき＋10単位（30日を限度）	1日につき200単位（ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき＋100単位）	1日につき＋120単位	1日につき＋50単位	1日につき＋4単位	1日につき＋8単位	1日につき＋2単位（利用者負担第3段階又は第4段階の利用者は＋1単位）	1日につき＋2単位（利用者負担第3段階又は第4段階の利用者は＋1単位）	1月につき＋6単位	所定単位数の1/1000を加算する	1日につき＋3単位	1日につき＋12単位	1月につき＋200単位（ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき＋100単位）	1日につき＋120単位	月1回につき＋18単位	1日につき＋100単位（ただし、利用者の医療の必要性等を勘案して市町村長が認めた場合は、1日につき＋10単位）	1日につき＋30単位	利用日数が30日を超えた日以降の利用については、当該利用者に対して、当該事業所における通常の利用日数（30日）を超えて短期入所生活介護を行った場合に

9 短期入所療養介護費
イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

基本部分				注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
				夜勤を行う職員の配置基準を満たさない場合	医師が常勤でない場合又は医師が必要な場合	医療、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の員数が基準に満たない場合	夜間にユニットリーダーを1ユニット毎に配置していない等、ユニットケアがおこなわれていない場合	安全な療養生活を確保	医療ニーズの高い者の受け入れ	医療ニーズの高い者の受け入れ	夜勤職員配置加算	療養環境改善加算	認知症ケア加算	認知症行動・心理症状緊急対応加算	緊急短期入所受入加算	重度認知症疾患患者受け入れ加算	在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅰ	在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ	利用者に対して送迎を行う場合
① 介護老人保健施設短期入所施設療養介護費（日につき）	(一) 介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅰ）	a 介護老人保健施設 短期入所療養介護費（Ⅰ）<従来型個室> 【基本型】	要介護1 ＜ 579単位	×97／100	×70／100	×70／100	×97／100	＋1／1000	＋1／100	＋1／100	1日につき＋2単位	1日につき＋240単位	1日につき＋76単位	1日につき＋200単位（介護老人保健施設）	1日につき＋300単位（介護老人保健施設又は介護医療院）	1日につき＋120単位	1日につき＋120単位（療養介護4・5に限る）	1日につき＋24単位	1日につき＋24単位	利用者に対して送迎を行う場合＋184単位
			要介護2 ＜ 649単位																	
			要介護3 ＜ 718単位																	
			要介護4 ＜ 787単位																	
			要介護5 ＜ 856単位																	
		b 介護老人保健施設 短期入所療養介護費（Ⅰ）<従来型個室>【在宅強化型】	要介護1 ＜ 579単位																	
			要介護2 ＜ 649単位																	
			要介護3 ＜ 718単位																	
			要介護4 ＜ 787単位																	
			要介護5 ＜ 856単位																	
		c 介護老人保健施設 短期入所療養介護費（Ⅱ）<多床室>【基本型】	要介護1 ＜ 579単位																	
			要介護2 ＜ 649単位																	
			要介護3 ＜ 718単位																	
			要介護4 ＜ 787単位																	
			要介護5 ＜ 856単位																	
		d 介護老人保健施設 短期入所療養介護費（Ⅱ）<多床室>【在宅強化型】	要介護1 ＜ 579単位																	
			要介護2 ＜ 649単位																	
			要介護3 ＜ 718単位																	
			要介護4 ＜ 787単位																	
			要介護5 ＜ 856単位																	
	(二) 介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅱ）<療養型老健：療養機能強化型>	a 介護老人保健施設 短期入所療養介護費（Ⅰ）<従来型個室>【療養型】	要介護1 ＜ 579単位																	
			要介護2 ＜ 649単位																	
			要介護3 ＜ 718単位																	
			要介護4 ＜ 787単位																	
			要介護5 ＜ 856単位																	
		b 介護老人保健施設 短期入所療養介護費（Ⅰ）<多床室>【療養型】	要介護1 ＜ 579単位																	
			要介護2 ＜ 649単位																	
			要介護3 ＜ 718単位																	
			要介護4 ＜ 787単位																	
			要介護5 ＜ 856単位																	
	(三) 介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅲ）<療養型老健：療養オンコール体制>	a 介護老人保健施設 短期入所療養介護費（Ⅰ）<従来型個室>【療養型】	要介護1 ＜ 579単位																	
			要介護2 ＜ 649単位																	
			要介護3 ＜ 718単位																	
			要介護4 ＜ 787単位																	
			要介護5 ＜ 856単位																	
		b 介護老人保健施設 短期入所療養介護費（Ⅰ）<多床室>【療養型】	要介護1 ＜ 579単位																	
			要介護2 ＜ 649単位																	
			要介護3 ＜ 718単位																	
			要介護4 ＜ 787単位																	
			要介護5 ＜ 856単位																	
	(四) 介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅳ）<特別介護老人保健施設短期入所療養介護費>	a 介護老人保健施設 短期入所療養介護費（Ⅰ）<従来型個室>	要介護1 ＜ 579単位																	
			要介護2 ＜ 649単位																	
			要介護3 ＜ 718単位																	
			要介護4 ＜ 787単位																	
			要介護5 ＜ 856単位																	
		b 介護老人保健施設 短期入所療養介護費（Ⅰ）<多床室>	要介護1 ＜ 579単位																	
			要介護2 ＜ 649単位																	
			要介護3 ＜ 718単位																	
			要介護4 ＜ 787単位																	
			要介護5 ＜ 856単位																	
② ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（日につき）	(一) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅰ）	a ユニット型介護老人保健施設 短期入所療養介護費（Ⅰ）<ユニット型個室>【基本型】	要介護1 ＜ 646単位									1日につき＋240単位								
			要介護2 ＜ 715単位																	
			要介護3 ＜ 784単位																	
			要介護4 ＜ 853単位																	
			要介護5 ＜ 922単位																	
		b ユニット型介護老人保健施設 短期入所療養介護費（Ⅱ）<ユニット型個室>【在宅強化型】	要介護1 ＜ 646単位																	
			要介護2 ＜ 715単位																	
			要介護3 ＜ 784単位																	
			要介護4 ＜ 853単位																	
			要介護5 ＜ 922単位																	
		c 短期的ユニット型介護老人保健施設 短期入所療養介護費（Ⅰ）<ユニット型個室的多床室>【基本型】	要介護1 ＜ 646単位																	
			要介護2 ＜ 715単位																	
			要介護3 ＜ 784単位																	
			要介護4 ＜ 853単位																	
			要介護5 ＜ 922単位																	
		d 短期的ユニット型介護老人保健施設 短期入所療養介護費（Ⅱ）<ユニット型個室的多床室>【在宅強化型】	要介護1 ＜ 646単位																	
			要介護2 ＜ 715単位																	
			要介護3 ＜ 784単位																	
			要介護4 ＜ 853単位																	
			要介護5 ＜ 922単位																	
	(二) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅱ）<療養型老健：療養機能強化型>	a ユニット型介護老人保健施設 短期入所療養介護費<ユニット型個室>【療養型】	要介護1 ＜ 646単位																	
			要介護2 ＜ 715単位																	
			要介護3 ＜ 784単位																	
			要介護4 ＜ 853単位																	
			要介護5 ＜ 922単位																	
		b 短期的ユニット型介護老人保健施設 短期入所療養介護費<ユニット型個室的多床室>【療養型】	要介護1 ＜ 646単位																	
			要介護2 ＜ 715単位																	
			要介護3 ＜ 784単位																	
			要介護4 ＜ 853単位																	
			要介護5 ＜ 922単位																	
	(三) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅲ）<療養型老健：療養オンコール体制>	a ユニット型介護老人保健施設 短期入所療養介護費<ユニット型個室>【療養型】	要介護1 ＜ 646単位																	
			要介護2 ＜ 715単位																	
			要介護3 ＜ 784単位																	
			要介護4 ＜ 853単位																	
			要介護5 ＜ 922単位																	
		b 短期的ユニット型介護老人保健施設 短期入所療養介護費<ユニット型個室的多床室>【療養型】	要介護1 ＜ 646単位																	
			要介護2 ＜ 715単位																	
			要介護3 ＜ 784単位																	
			要介護4 ＜ 853単位																	
			要介護5 ＜ 922単位																	
	(四) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅳ）<ユニット型特別介護老人保健施設短期入所療養介護費>	a ユニット型介護老人保健施設 短期入所療養介護費<ユニット型個室>	要介護1 ＜ 646単位																	
			要介護2 ＜ 715単位																	
			要介護3 ＜ 784単位																	
			要介護4 ＜ 853単位																	
			要介護5 ＜ 922単位																	
		b 短期的ユニット型介護老人保健施設 短期入所療養介護費<ユニット型個室的多床室>	要介護1 ＜ 646単位																	
			要介護2 ＜ 715単位																	
			要介護3 ＜ 784単位																	
			要介護4 ＜ 853単位																	
			要介護5 ＜ 922単位																	
③ 特定介護老人保健施設短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満		＜ 284単位									1日につき＋24単位				1日につき＋60単位	1日につき＋120単位（療養介護4・5に限る）			
	(二) 4時間以上6時間未満		＜ 284単位																	
	(三) 6時間以上8時間未満		＜ 1,106単位																	

注 特別療養費

注 療養体制維持特別加算	(一) 療養体制維持特別加算（Ⅰ）	（1日につき 27単位を加算）
	(二) 療養体制維持特別加算（Ⅱ）	（1日につき 57単位を加算）
① 総合医学管理加算	利用中に1回算定限に、1日につき27単位を加算	
② 認知症専門ケア加算	1単位を加算	
③ 療養食加算	（1回につき 8単位を加算（1日に3回を限度））	
④ 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算（Ⅰ）	（1日につき 3単位を加算）
	(二) 認知症専門ケア加算（Ⅱ）	（1日につき 4単位を加算）
⑤ 第2療養室費	(一) 療養室の個室費用	療養室の個室の場合 （1日に1回を限度に、1日につき31単位を加算） 療養室の多床室の場合 （1日に1回を限度に、1日につき61単位を加算）
	(二) 特定室料	
⑥ 生産性向上推進体制加算	(一) 生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	（1日につき 100単位を加算）
	(二) 生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	（1日につき 10単位を加算）
注⑦ サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	（1日につき 22単位を加算）
	(二) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	（1日につき 18単位を加算）
	(三) サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	（1日につき 6単位を加算）
注⑧ 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	（1月につき ＋所定単位×39／1000）
	(二) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	（1月につき ＋所定単位×29／1000）
	(三) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	（1月につき ＋所定単位×16／1000）
注⑨ 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	（1月につき ＋所定単位×21／1000）
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	（1月につき ＋所定単位×17／1000）
注⑩ 介護職員等ベースアップ等支援加算		（1月につき ＋所定単位×8／1000）

所定単位は、①から注⑨までにより算定した単位数の合計

所定単位は、①から注⑨までにより算定した単位数の合計

所定単位は、①から注⑨までにより算定した単位数の合計

：特別療養費1と第2(1)均衡の療養費、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算1及び介護職員等ベースアップ等支援加算は、支給限度額管理の対象外の独立項目

※ 利用料は、厚生労働省が定める額とする。
※ 支給限度額は、基本単位と別記に入っては、療養費の予防給付の場合は、介護予防サービス費の場合は、介護予防サービス費の場合には、介護予防サービス費の場合は、介護予防サービス費の場合は、介護予防サービス費の場合は

ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

基本部分	夜勤職員配置加算Ⅰ	夜勤職員配置加算Ⅱ	夜勤職員配置加算Ⅲ	夜勤職員配置加算Ⅳ	夜勤職員配置加算Ⅴ	夜勤職員配置加算Ⅵ	注 機械のユニットリーダーを5人に配置していない場合ユニットごとに1名以上配置が困難である場合	注 療養環境改善加算を算定していない場合	注 褥瘡マネジメント加算を算定していない場合	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合	注 医師の指示のもとで口腔機能向上サービスを提供していない場合	注 口腔衛生管理体制が整っていない場合	注 夜間勤務等看護Ⅰ(ⅰ)を算定していない場合	注 認知症専門ケア加算Ⅰを算定していない場合	注 第3段階入所者受入加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 夜間看護体制を行っていない場合
	1日につき －25単位	×70／100				1日につき －25単位		×97／100	－1／100	－1／100	－1／100	病院療養病床 短期療養費 1日につき －25単位	1日につき －1単位	夜間勤務等看護Ⅰ(ⅰ) －23単位 夜間勤務等看護Ⅰ(ⅰ)(減算) －23単位 夜間勤務等看護Ⅰ(ⅱ) －21単位 夜間勤務等看護Ⅰ(ⅱ)(減算) －21単位	1日につき －200単位(90日以降減算)	1日につき －500単位(ただし単位数が基礎単位を下回る場合は下回る単位数を算定)	1日につき －120単位	所定単位数に対して18単位減算
(1) 病院療養病床短期入所療養介護費(1日につき)																	
(ｲ) 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ) 療養＜61＞ 介護＜61＞																	
a 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	基本型1 （ 723 ）円/日 基本型2 （ 840 ）単位 基本型3 （ 1,004 ）円/日 基本型4 （ 1,165 ）単位 基本型5 （ 1,253 ）円/日																
b 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養機能強化型A>	基本型1 （ 753 ）単位 基本型2 （ 869 ）円/日 基本型3 （ 1,049 ）単位 基本型4 （ 1,215 ）円/日 基本型5 （ 1,308 ）単位																
c 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ) <療養機能強化型B>	基本型1 （ 782 ）単位 基本型2 （ 903 ）円/日 基本型3 （ 1,094 ）単位 基本型4 （ 1,266 ）円/日 基本型5 （ 1,363 ）単位																
d 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅳ) <多床室>	基本型1 （ 841 ）単位 基本型2 （ 971 ）円/日 基本型3 （ 1,178 ）単位 基本型4 （ 1,363 ）円/日 基本型5 （ 1,467 ）単位																
e 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅴ) <療養機能強化型A><多床室>	基本型1 （ 862 ）単位 基本型2 （ 995 ）円/日 基本型3 （ 1,204 ）単位 基本型4 （ 1,394 ）円/日 基本型5 （ 1,501 ）単位																
f 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅵ) <療養機能強化型B><多床室>	基本型1 （ 892 ）単位 基本型2 （ 1,029 ）円/日 基本型3 （ 1,246 ）単位 基本型4 （ 1,442 ）円/日 基本型5 （ 1,552 ）単位																
(ﾛ) 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ) 療養＜61＞ 介護＜51＞																	
a 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	基本型1 （ 909 ）円/日 基本型2 （ 723 ）単位 基本型3 （ 875 ）円/日 基本型4 （ 1,008 ）単位 基本型5 （ 1,123 ）円/日																
b 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養機能強化型><従来型個室>	基本型1 （ 961 ）単位 基本型2 （ 747 ）円/日 基本型3 （ 905 ）単位 基本型4 （ 1,111 ）円/日 基本型5 （ 1,184 ）単位																
c 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ) <多床室>	基本型1 （ 979 ）単位 基本型2 （ 869 ）円/日 基本型3 （ 1,053 ）単位 基本型4 （ 1,186 ）円/日 基本型5 （ 1,262 ）単位																
d 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅳ) <療養機能強化型><多床室>	基本型1 （ 1,029 ）単位 基本型2 （ 915 ）円/日 基本型3 （ 1,106 ）単位 基本型4 （ 1,243 ）円/日 基本型5 （ 1,268 ）単位																
(ﾊ) 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ) 療養＜61＞ 介護＜61＞			×70／100	×90／100		×90／100											
a 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	基本型1 （ 949 ）単位 基本型2 （ 798 ）円/日 基本型3 （ 961 ）単位 基本型4 （ 1,068 ）単位 基本型5 （ 1,122 ）円/日																
b 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	基本型1 （ 1,018 ）単位 基本型2 （ 854 ）円/日 基本型3 （ 1,011 ）単位 基本型4 （ 1,119 ）円/日 基本型5 （ 1,171 ）単位																
(2) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(1日につき)																	
(ｲ) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅰ) 療養＜61＞ 介護＜61＞																	
a 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	基本型1 （ 739 ）単位 基本型2 （ 841 ）円/日 基本型3 （ 945 ）円/日 基本型4 （ 1,041 ）円/日 基本型5 （ 1,115 ）単位																
b 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	基本型1 （ 754 ）単位 基本型2 （ 857 ）円/日 基本型3 （ 961 ）円/日 基本型4 （ 1,057 ）円/日 基本型5 （ 1,133 ）単位																
(ﾛ) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅱ) 療養＜61＞ 介護＜61＞																	
a 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	基本型1 （ 747 ）単位 基本型2 （ 849 ）円/日 基本型3 （ 953 ）円/日 基本型4 （ 1,049 ）円/日 基本型5 （ 1,123 ）単位																
b 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	基本型1 （ 762 ）単位 基本型2 （ 865 ）円/日 基本型3 （ 969 ）円/日 基本型4 （ 1,065 ）円/日 基本型5 （ 1,141 ）単位																
(3) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(1日につき)																	
(ｲ) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>	基本型1 （ 806 ）円/日 基本型2 （ 903 ）単位 基本型3 （ 1,011 ）円/日 基本型4 （ 1,208 ）単位 基本型5 （ 1,293 ）円/日																
(ﾛ) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ) <検査機能強化型A> <ユニット型個室>	基本型1 （ 815 ）単位 基本型2 （ 908 ）円/日 基本型3 （ 1,017 ）単位 基本型4 （ 1,214 ）単位 基本型5 （ 1,298 ）円/日																
(ﾊ) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ) <療養機能強化型B> <ユニット型個室>	基本型1 （ 824 ）単位 基本型2 （ 918 ）円/日 基本型3 （ 1,028 ）単位 基本型4 （ 1,228 ）円/日 基本型5 （ 1,313 ）単位																
(ﾆ) 経過的ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室的多床室>	基本型1 （ 806 ）円/日 基本型2 （ 903 ）単位 基本型3 （ 1,011 ）円/日 基本型4 （ 1,208 ）単位 基本型5 （ 1,293 ）円/日		×70／100	×90／100		×90／100											
(ﾎ) 経過的ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ) <検査機能強化型A> <ユニット型個室的多床室>	基本型1 （ 815 ）単位 基本型2 （ 908 ）円/日 基本型3 （ 1,017 ）単位 基本型4 （ 1,214 ）単位 基本型5 （ 1,298 ）円/日																
(ﾍﾄ) 経過的ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ) <療養機能強化型B> <ユニット型個室的多床室>	基本型1 （ 824 ）単位 基本型2 （ 918 ）円/日 基本型3 （ 1,028 ）単位 基本型4 （ 1,228 ）円/日 基本型5 （ 1,313 ）単位																
(4) ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(1日につき)																	
(ｲ) ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>	基本型1 （ 806 ）円/日 基本型2 （ 903 ）単位 基本型3 （ 1,011 ）円/日 基本型4 （ 1,208 ）単位 基本型5 （ 1,293 ）円/日																
(ﾛ) 経過的ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室的多床室>	基本型1 （ 806 ）円/日 基本型2 （ 903 ）単位 基本型3 （ 1,011 ）円/日 基本型4 （ 1,208 ）単位 基本型5 （ 1,293 ）円/日																
(5) 特定病院療養病床短期入所療養介護費	(ｲ) 3時間以上4時間未満 （ 684 ）単位 (ﾛ) 4時間以上6時間未満 （ 848 ）単位 (ﾊ) 6時間以上8時間未満 （ 1,348 ）単位															1日につき ＋100単位	

(1) 夜勤職員配置加算	（夜間について、30単位を加算（夜間に限り算定可））
(2) 夜間勤務加算	（1日につき 8単位を加算（夜間に限り算定可））
(3) 認知症専門ケア加算	(ｲ) 認知症専門ケア加算（Ⅰ） 4日につき 3単位を加算 (ﾛ) 認知症専門ケア加算（Ⅱ） 9日につき 4単位を加算
(4) 特定診療費	
(5) (8) 生産性向上推進体制加算	(ｲ) 生産性向上推進体制加算（Ⅰ） 1月につき 100単位を加算 (ﾛ) 生産性向上推進体制加算（Ⅱ） 1月につき 10単位を加算
(6) サービス提供体制強化加算	(ｲ) サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 1日につき 18単位を加算 (ﾛ) サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 1日につき 18単位を加算 (ﾊ) サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 6日につき 6単位を加算
(7) 介護職員処遇改善加算	(ｲ) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 1月につき ＋所定単位×26／1000 (ﾛ) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 1月につき ＋所定単位×19／1000 (ﾊ) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 1月につき ＋所定単位×15／1000 ※ 所定単位は、0から(4)までに掲げる単位数の合計
(8) 介護職員等特定処遇改善加算	(ｲ) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 1月につき ＋所定単位×15／1000 (ﾛ) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 1月につき ＋所定単位×11／1000 ※ 所定単位は、0から(4)までに掲げる単位数の合計
(9) 介護職員等ベースアップ等支援加算	0月につき ＋所定単位×5／1000 ※ 所定単位は、0から(4)までに掲げる単位数の合計

［ ］：特定診療費、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、及び介護職員等ベースアップ等支援加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 医師の入院配置減算を適用する場合には、医師配置減算を適用しない。
※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。
※ 介護保険証に未実施減算については、令和7年3月31日から適用する。
※ 看護職員配置未充足減算については、感染症や災害などを理由とした必要な措置及び届出実績に関する経過措置及び記録を行っている場合には、令和7年3月31日までの適用とする。
※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については令和6年3月31日まで設定可能。

ハ 診療所における短期入所療養介護費

基本部分				注 利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 身体拘束廃止未実施減算	注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 廃下場が設備基準を満たさない場合	注 食堂を有しない場合	注 認知症行動・心理症状緊急対応加算	注 緊急短期入所受入加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 利用者に対して送迎を行う場合
(1) 診療所短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 診療所短期入所療養介護費 (i) 看護<6:1> 介護<6:1>	a 診療所短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	要介護1	705 単位	×70/100	−1/100	−1/100	−1/100	診療所設備基準減算 1日につき −60単位	1日につき −25単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +90単位 (7日 やむを得ない事情がある場合は14日)を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位
			要介護2	756 単位										
			要介護3	806 単位										
			要介護4	857 単位										
			要介護5	908 単位										
		b 診療所短期入所療養介護費 (ii) <療養機能強化型A> <従来型個室>	要介護1	732 単位										
			要介護2	786 単位										
			要介護3	839 単位										
			要介護4	893 単位										
			要介護5	946 単位										
		c 診療所短期入所療養介護費 (iii) <療養機能強化型B> <従来型個室>	要介護1	723 単位										
			要介護2	775 単位										
			要介護3	827 単位										
			要介護4	879 単位										
			要介護5	932 単位										
		d 診療所短期入所療養介護費 (iv) <多床室>	要介護1	813 単位										
			要介護2	864 単位										
			要介護3	916 単位										
			要介護4	965 単位										
			要介護5	1,016 単位										
		e 診療所短期入所療養介護費 (v) <療養機能強化型A> <多床室>	要介護1	847 単位										
			要介護2	901 単位										
			要介護3	954 単位										
			要介護4	1,006 単位										
			要介護5	1,059 単位										
		f 診療所短期入所療養介護費 (vi) <療養機能強化型B> <多床室>	要介護1	835 単位										
			要介護2	888 単位										
			要介護3	941 単位										
			要介護4	992 単位										
			要介護5	1,045 単位										
	(二) 診療所短期入所療養介護費 (ii) 看護・介護<3:1>	a 診療所短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	要介護1	624 単位										
			要介護2	670 単位										
			要介護3	715 単位										
			要介護4	762 単位										
			要介護5	807 単位										
		b 診療所短期入所療養介護費 (ii) <多床室>	要介護1	734 単位										
			要介護2	779 単位										
			要介護3	825 単位										
			要介護4	871 単位										
			要介護5	917 単位										
(2) ユニット型診療所短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型診療所短期入所療養介護費 (i) <ユニット型個室>		要介護1	835 単位	×97/100									
			要介護2	887 単位										
			要介護3	937 単位										
			要介護4	988 単位										
			要介護5	1,039 単位										
	(二) ユニット型診療所短期入所療養介護費 (ii) <療養機能強化型A> <ユニット型個室>		要介護1	864 単位										
			要介護2	918 単位										
			要介護3	970 単位										
			要介護4	1,022 単位										
			要介護5	1,076 単位										
	(三) ユニット型診療所短期入所療養介護費 (iii) <療養機能強化型B> <ユニット型個室>		要介護1	854 単位										
			要介護2	907 単位										
			要介護3	959 単位										
			要介護4	1,010 単位										
			要介護5	1,062 単位										
	(四) 経過的ユニット型診療所短期入所療養介護費 (i) <ユニット型個室的多床室>		要介護1	835 単位										
			要介護2	887 単位										
			要介護3	937 単位										
			要介護4	988 単位										
			要介護5	1,039 単位										
	(五) 経過的ユニット型診療所短期入所療養介護費 (ii) <療養機能強化型A> <ユニット型個室的多床室>		要介護1	864 単位										
			要介護2	918 単位										
			要介護3	970 単位										
			要介護4	1,022 単位										
			要介護5	1,076 単位										
	(六) 経過的ユニット型診療所短期入所療養介護費 (iii) <療養機能強化型B> <ユニット型個室的多床室>		要介護1	854 単位										
			要介護2	907 単位										
			要介護3	959 単位										
			要介護4	1,010 単位										
			要介護5	1,062 単位										
(3) 特定診療所短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満			684 単位									1日につき +60単位	
	(二) 4時間以上6時間未満			942 単位										
	(三) 6時間以上8時間未満			1,316 単位										

(4) 子宮頸がん検診加算	1回につき 50単位を加算 (1月に1回を限度))	
(5) 療養食加算	(1回につき 8単位を加算 (1日に3回を限度))	
(6) 認知症専門ケア加算	(一)認知症専門ケア加算 (i)	(1日につき 3単位を加算)
	(二)認知症専門ケア加算 (ii)	(1日につき 4単位を加算)
(7) 特定診療費		
(8) 生産性向上推進体制加算	(一) 生産性向上推進体制加算 (i)	(1月につき 100単位を加算)
	(二) 生産性向上推進体制加算 (ii)	(1月につき 10単位を加算)
(9) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算 (i)	(1日につき 22単位を加算)
	(二) サービス提供体制強化加算 (ii)	(1日につき 18単位を加算)
	(三) サービス提供体制強化加算 (iii)	(1月につき 6単位を加算)
(10) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算 (i)	(1月につき +所定単位×26/1000)
	(二) 介護職員処遇改善加算 (ii)	(1月につき +所定単位×19/1000)
	(三) 介護職員処遇改善加算 (iii)	(1月につき +所定単位×10/1000)
(11) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算 (i)	(1月につき +所定単位×15/1000)
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算 (ii)	(1月につき +所定単位×11/1000)
(12) 介護職員等ベースアップ等支援加算		(1月につき +所定単位×5/1000)

注 所定単位は、(1)から(9)までにより算定した単位数の合計

注 所定単位は、(1)から(9)までにより算定した単位数の合計

注 所定単位は、(1)から(9)までにより算定した単位数の合計

[ ] ： 「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 身体拘束廃止未実施減算については令和7年4月1日から適用する。
※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの猶予期間を適用しない。
※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については令和6年5月31日まで算定可能。

ホ　介護医療院における短期入所療養介護費

基本部分					夜勤職員配置加算を届出されない場合	機械浴が算定されない場合（やむを得ない場合を除く）又は個別浴を行う場合	所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する場合	所定単位数の100分の80に相当する単位数を算定する場合	療養のユニットケアを行うにふさわしい専門性を有する看護職員の配置	注8	注9	注10	注11	注12	注13	注14	注15	注16
① 従来型個室 （日につき）	(ｲ) 従来型個室 介護費（Ⅰ）	a 従来型個室 介護費（Ⅰ） ＜従来型個室＞	要介護1	855円	×70／100	×70／100	×70／100	×90／100	×97／100	×97／100	×97／100	×97／100	×97／100	480円に当該施設の従来型個室の利用者数を乗じた額を加算する	所定単位数

10 特定施設入居者生活介護費

基本部分		注 介護（介護予防）従業者の員数が基準に満たない場合	注 介護職員の員数が基準に満たない場合	注 身体拘束廃止未実施減算	注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	注 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	注 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	注 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	注 介護職員処遇改善加算（Ⅴ）	注 介護職員処遇改善加算（Ⅵ）	注 介護職員処遇改善加算（Ⅷ）	注 介護職員等特遇改善加算（Ⅰ）	注 介護職員等特遇改善加算（Ⅱ）	注 介護職員等ベースアップ等支援加算	注 サービス提供体制強化加算	注 看取り介護加算	注 初期加算	注 看護を必要とする状態で特定施設サービスが行われる場合
イ 特定施設入居者生活介護費（1日につき）	要介護1	×70／100		＋1／100	＋1／100	＋3／100	1日につき：36単位	1日につき：22単位	1日につき＋100単位（別に算定）	1日につき＋250単位（別に算定）ただし、他の特定加算を算定している場合は、1日につき＋10単位	1日につき：12単位	1日につき：20単位	1月につき：90単位	1月につき：60単位	1日につき：19単位	1日につき：41単位	1日につき：120単位	死亡日以前31日以上45日以下：1月につき＋200単位 死亡日以前4日以上30日以下：1月につき＋680単位 死亡日：1日につき＋1,280単位	1月につき＋200単位	1月につき：60単位	看護を必要とする状態で特定施設サービスが行われる場合
	要介護2																			
	要介護3																			
	要介護4																			
	要介護5																			
ロ 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費（1日につき 246単位）		×70／100	×70／100	＋1／100	＋1／100	＋3／100														看取り介護 ○身体介護 所要時間45分未満の場合 [illegible]単位 所要時間45分以上30分未満の場合 [illegible]単位 所要時間30分以上（理想的な介護）未満の場合 [illegible]単位 所要時間30分未満（又は所要時間が5分）である場合 [illegible]単位 ○生活援助 所要時間：所要時間30分以上の場合 [illegible]単位（所要時間が5分未満（又は所要時間が5分）である場合 [illegible]単位） 所要時間：所要時間45分以上の場合 [illegible]単位 所要時間：所要時間30分以上（理想的な介護）の場合 [illegible]単位 所要時間：所要時間45分以上の場合 [illegible]単位 ○頻回訪問加算の場合 1日につき [illegible]単位 他の居宅サービス及び施設系サービス 通常の保険サービスの基本部分の規模単位の 93／100 福祉用具貸与 通常の福祉用具貸与と同種 ※ ただし、基本部分も含めて利用者負担限度額を超えない。
ハ 短期利用特定施設入居者生活介護費（1日につき）	要介護1	×70／100														1日につき：19単位	1日につき：41単位	1日につき：120単位		
	要介護2																			
	要介護3																			
	要介護4																			
	要介護5																			

ニ 退院・退所加算費（算定する場合のみ記載）		0単位につき 30単位(6日間)
ホ 看取り介護加算（算定する場合のみ記載）		1日につき 680単位
ヘ 看取り介護加算（算定する場合のみ記載）	①死亡日以前31日以上45日以下	0単位につき 72単位(30日間)
	②死亡日以前4日以上30日以下	0単位につき 144単位(30日間)
	③死亡日以前2日又は3日	0単位につき 680単位(2日間)
	④死亡日	1日につき 1,280単位(1日間)
	①死亡日以前31日以上45日以下	0単位につき 572単位(30日間)
	②死亡日以前4日以上30日以下	0単位につき 644単位(30日間)
	③死亡日以前2日又は3日	0単位につき 1180単位(2日間)
	④死亡日	0単位につき 1780単位(1日間)
ト 認知症専門ケア加算（算定する場合のみ記載）	①：認知症専門ケア加算（Ⅰ）	0日につき 3単位(3日間)
	②：認知症専門ケア加算（Ⅱ）	0日につき 4単位(3日間)
チ 認知症専門医療連携加算（算定する場合のみ記載）	①：認知症専門医療連携加算（Ⅰ）	1月につき 150単位(1月間)
	②：認知症専門医療連携加算（Ⅱ）	1月につき 250単位(1月間)
リ 医療連携強化管理加算（算定する場合のみ記載）		1月につき 次の単位(1月間)を算定
ヌ 生産性向上推進体制加算（算定する場合のみ記載）	①：生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	1月につき 100単位(1月間)
	②：生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	1月につき 10単位(1月間)
ル サービス提供体制強化加算	①：サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	0日につき 230単位(6日)
	②：サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	0日につき 180単位(6日)
	③：サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	0日につき 60単位(6日)
ヲ 介護職員処遇改善加算	①：介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（月に単位×62／1000）	0月につき ＋所定単位×62／1000
	②：介護職員処遇改善加算（Ⅱ）（月に単位×60／1000）	0月につき ＋所定単位×60／1000
	③：介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	0月につき ＋所定単位×33／1000
ワ 介護職員等特定処遇改善加算	①：介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）（月に単位×18／1000）	0月につき ＋所定単位×18／1000
	②：介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	0月につき ＋所定単位×15／1000
カ 介護職員等ベースアップ等支援加算		0月につき ＋所定単位×15／1000

※ 定員超過 要介護1 16,355単位
要介護2 18,365単位
要介護3 20,400単位
要介護4 22,435単位
要介護5 24,535単位

※ 特別養護老人ホーム、ケアハウス、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅（以下「特定施設」）の定員超過、人員配置基準未満の場合は、所定単位数の70／100を算定する。

※ 身体拘束廃止未実施減算については、経過措置として令和6年3月31日までの間は、当該減算を適用しない。

※ 業務継続計画未策定減算については、経過措置として令和6年3月31日までの間は、当該減算を適用しない。

※ 介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年6月1日から適用する。

11 福祉用具貸与費

基本部分		注 福祉用具専門相談員配置等加算	注 福祉用具専門相談員配置等加算（Ⅱ）	注 福祉用具専門相談員配置等加算（Ⅲ） （新規開始後1年間）の場合	注 福祉用具専門相談員配置等加算（Ⅲ） （1年経過後）に該当する場合	注 福祉用具専門相談員配置等加算（Ⅲ） （1年経過後）に該当しないケースの場合
福祉用具貸与費（厚生労働大臣が定める福祉用具貸与費の区分に従い、次に掲げる種目毎に算出した単位数の合計を限度とする。）	車いす	＋1／100	＋1／100	当該種目毎に算出する単位数に、100／100を乗じた額（小数点以下四捨五入）を加算する。	当該種目毎に算出する単位数に、100／100を乗じた額（小数点以下四捨五入）を加算する。	当該種目毎に算出する単位数に、100／100を乗じた額（小数点以下四捨五入）を加算する。
	車いす付属品					
	特殊寝台					
	特殊寝台付属品					
	床ずれ防止用具					
	体位変換器					
	手すり					
	スロープ					
	歩行器					
	歩行補助つえ					
	認知症老人徘徊感知機器					
	移動用リフト					
	自動排泄処理装置					

：　福祉用具専門相談員配置等加算Ⅲ、0日（福祉用具専門相談員配置等加算Ⅲ）の場合は、当該

Ⅱ　指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

基本部分					注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 事業所内1人に一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に居宅介護支援を行う場合	注 運営基準減算	注 特別地域居宅介護支援加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 特定事業所集中減算
イ 居宅介護支援費 (1月につき)	(1)居宅介護支援費 (ⅰ)	(ｲ) 居宅介護支援費 (ⅰ)	要介護1・2	(1,086単位)	－1／100	－1／100	×95／100	運営基準減算の場合) ×50／100 (運営基準減算が2月以上継続している場合) 算定しない	＋15／100	＋10／100	＋5／100	1月につき －200単位
			要介護3・4・5	(1,411単位)								
		(ﾛ) 居宅介護支援費 (ⅱ)	要介護1・2	(544単位)								
			要介護3・4・5	(704単位)								
		(ﾊ) 居宅介護支援費 (ⅲ)	要介護1・2	(326単位)								
			要介護3・4・5	(422単位)								
	(2)居宅介護支援費 (ⅱ)	(ｲ) 居宅介護支援費 (ⅰ)	要介護1・2	(1,086単位)					＋15／100	＋10／100		
			要介護3・4・5	(1,411単位)								
		(ﾛ) 居宅介護支援費 (ⅱ)	要介護1・2	(527単位)								
			要介護3・4・5	(683単位)								
		(ﾊ) 居宅介護支援費 (ⅲ)	要介護1・2	(316単位)								
			要介護3・4・5	(410単位)								

ロ 初回加算		(1月につき ＋300単位)
ハ 特定事業所加算	(1) 特定事業所加算 (Ⅰ)	(1月につき ＋519単位)
	(2) 特定事業所加算 (Ⅱ)	(1月につき ＋421単位)
	(3) 特定事業所加算 (Ⅲ)	(1月につき ＋323単位)
	(4) 特定事業所加算 (Ⅳ)	(1月につき ＋114単位)
ニ 特定事業所医療介護連携加算		(1月につき ＋125単位)
ホ 入院時情報連携加算	(1) 入院時情報連携加算 (Ⅰ)	(1月につき ＋250単位)
	(2) 入院時情報連携加算 (Ⅱ)	(1月につき ＋200単位)
ヘ 退院・退所加算 (入院または入所期間中1回を限度に算定)	(1) 退院・退所加算 (Ⅰ)イ	(＋450単位)
	(2) 退院・退所加算 (Ⅰ)ロ	(＋600単位)
	(3) 退院・退所加算 (Ⅱ)イ	(＋600単位)
	(4) 退院・退所加算 (Ⅱ)ロ	(＋750単位)
	(5) 退院・退所加算 (Ⅲ)	(＋900単位)
ト 通院時情報連携加算		(1月につき ＋50単位)
チ 緊急時等居宅カンファレンス加算		(1月に2回を限度に ＋200単位)
リ ターミナルケアマネジメント加算	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅の訪問等を行った場合	(＋400単位)

※居宅介護支援費 (Ⅰ)については、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が45件以上である場合、45件以上60件未満の部分については (ⅰ)を、60件以上の部分については (ⅱ)を算定する。
※居宅介護支援費 (Ⅱ)については、公益社団法人国民健康保険中央会が利用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システム及び事務職員の配置を行っている場合に算定できる。なお、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が50件以上である場合、50件以上60件未満の部分については (ⅰ)を、60件以上の部分については (ⅱ)を算定する。
※　業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

1 介護福祉施設サービス

基本部分				単位数	注		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
				夜勤職員配置加算を算定しない場合	入所者の数が入所定員の90%を下回る場合	介護・看護職員配置が基準を満たさない場合	栄養マネジメント強化加算	療養食加算	障害者生活支援員配置加算	安全性の確保と質の向上加算	高齢者虐待防止・権利擁護推進加算	認知症ケア加算	看取り介護加算（Ⅰ）	看取り介護加算（Ⅱ）	夜間職員配置加算（Ⅰ）・（Ⅱ）	夜間職員配置加算（Ⅲ）・（Ⅳ）	個別機能訓練加算（Ⅰ）	個別機能訓練加算（Ⅱ）	個別機能訓練加算（Ⅲ）	個別機能訓練加算（Ⅲ）加算	自立支援促進加算	科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	安全対策体制加算	高齢者虐待防止等の取組を行っていない場合	認知症専門ケア加算（Ⅰ）	認知症専門ケア加算（Ⅱ）
イ 介護福祉施設サービス費（1日につき）	(1) 介護福祉施設サービス費	(ｲ) 介護福祉施設サービス費（Ⅰ）<従来型個室>	要介護5	670単位	×97／100	×70／100	×70／100	×97／100	－10／100	－5単位	－1／100	－3／100	－14単位	－36単位	－4単位	－22単位	－4単位	－13単位	－4単位	－16単位	－4単位	－27単位	－4単位	－33単位	－4単位	－21単位
			要介護4	670単位																						
			要介護3	670単位																						
			要介護2	670単位																						
			要介護1	670単位																						
		(ﾛ) 介護福祉施設サービス費（Ⅱ）<多床室>	要介護5	670単位																						
			要介護4	670単位																						
			要介護3	670単位																						
			要介護2	670単位																						
			要介護1	670単位																						
	(2) 短期的な利用介護福祉施設サービス	(ｲ) 短期生活介護福祉施設サービス費（Ⅰ）<従来型個室>	要介護5	670単位																						
			要介護4	670単位																						
			要介護3	670単位																						
			要介護2	670単位																						
			要介護1	670単位																						
		(ﾛ) 短期生活介護福祉施設サービス費（Ⅱ）<多床室>	要介護5	670単位																						
			要介護4	670単位																						
			要介護3	670単位																						
			要介護2	670単位																						
			要介護1	670単位																						
ロ ユニット型介護福祉施設サービス費（1日につき）	(1) ユニット型介護福祉施設サービス費	(ｲ) ユニット型介護福祉施設サービス費<ユニット型個室>	要介護5	740単位										1日につき＋36単位												
			要介護4	740単位																						
			要介護3	740単位																						
			要介護2	740単位																						
			要介護1	740単位																						
		(ﾛ) 短期的ユニット型小規模介護福祉施設サービス費<ユニット型個室>	要介護5	670単位																						
			要介護4	670単位																						
			要介護3	670単位																						
			要介護2	670単位																						
			要介護1	670単位																						
	(2) 短期的ユニット型小規模介護福祉施設サービス費	(ｲ) 短期的ユニット型小規模介護福祉施設サービス費（Ⅰ）<ユニット型個室>	要介護5	740単位										1日につき＋46単位												
			要介護4	740単位																						
			要介護3	740単位																						
			要介護2	740単位																						
			要介護1	740単位																						
			要介護5	740単位																						
			要介護4	740単位																						
			要介護3	740単位																						
			要介護2	740単位																						
			要介護1	740単位																						
		(ﾛ) 短期的ユニット型小規模介護福祉施設サービス費（Ⅱ）<ユニット型個室>	要介護5	670単位																						
			要介護4	670単位																						
			要介護3	670単位																						
			要介護2	670単位																						
			要介護1	670単位																						

注 外泊時費用	入所者が病院又は診療所への入院を要した場合及び入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定
注 外泊時在宅サービス利用費用	入所者に対して居宅における外泊を認め、当該入所者が介護老人福祉施設による指定居宅サービスを利用した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき560単位を算定
ハ 初期加算 （1日につき 30単位を加算）	
ハ 初期加算（特別養護老人ホーム） （1日につき 31単位を加算）	注 平成27年3月31日までの期間は10単位を加算
注 再入所時栄養連携加算 （入所者1人につき1回を限度として200単位を加算）	注 栄養ケア計画の作成を適正に行っていない場合は、算定しない。
ニ 退所前連携加算	
(1) 退所前訪問相談援助加算 （入所中1日 及び2日の相談に 460単位を算定）	注 栄養ケア計画に基づき栄養管理を適正に行っていない場合は、算定しない。
(2) 退所後訪問相談援助加算 （退所後1回相談に 460単位を算定）	
(3) 退所時相談援助加算 （6月を超えて入所していた入所者1人につき1回を限度として 400単位を算定）	注 入所者及びその家族等に対して退所後の相談援助を行い、かつ市町村及び老人介護支援センターに対して必要な情報を提供した場合
(4) 退所後訪問費用加算 （6月を超えて入所していた入所者1人につき1回を限度として 500単位を算定）	注 居宅介護を提供事業者連絡票から確認し、指定居宅サービス調整を行った場合
(5) 退所時情報提供加算 （6月を超えて入所していた入所者1人につき1回を限度として 250単位を算定）	注 介護保険施設、医療機関に移行する場合に限って、当該入所者の介護保険情報、医療ケアの情報を提供した上で、当該入所者の介護保険施設、医療ケアの情報を提供した上で、当該入所者の介護保険施設、医療ケアの情報を提供した場合
ホ 協力医療機関連携加算	(1) 協力医療機関との連携により、緊急時に入所者が入れる体制を確保していない場合 （5月につき 5単位を減算） (2) 上記以外の協力医療機関との連携していない場合 （5月につき 5単位を減算）	注 平成30年3月31日までの期間は10単位を減算
ヘ 看護マネジメント強化加算 （1日につき 11単位を加算）	注 栄養ケア計画の作成を適正に行っていない場合は、算定しない。
ト 夜勤職員配置加算 （1日につき 28単位を加算）	注 栄養ケア計画の作成を適正に行っていない場合は、算定しない。
チ 短期入所者等受け入れ加算	(1) 短期入所者等受け入れ加算（Ⅰ） （1日につき 40単位を加算）	注 栄養ケア計画の作成を適正に行っていない場合は、短期入所者等受け入れ加算を算定していない場合は、算定しない。
	(2) 短期入所者等受け入れ加算（Ⅱ） （1日につき 10単位を加算）	注 短期入所者等受け入れ加算（Ⅰ）を算定していない場合には、算定しない。
リ 口腔衛生管理加算	(1) 口腔衛生管理加算（Ⅰ） （1月につき 90単位を加算）	
	(2) 口腔衛生管理加算（Ⅱ） （1月につき 110単位を加算）	注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合
ヌ 療養食加算 （1日につき 6単位を加算（3日に3回を限度））	
ル 配置医師緊急時対応加算 （1回につき 325単位を加算）	
ヲ 看取り介護加算	(1) 看取り介護加算（Ⅰ）	(ｲ) 死亡日以前31日以上45日以下 （1日につき 72単位を加算）
		(ﾛ) 死亡日以前4日以上30日以下 （1日につき 144単位を加算）
		(ﾊ) 死亡日以前2日又は死亡日 （1日につき 680単位を加算）
		(ﾆ) 死亡日 （1日につき 1280単位を加算）
	(2) 看取り介護加算（Ⅱ）	(ｲ) 死亡日以前31日以上45日以下 （1日につき 72単位を加算）
		(ﾛ) 死亡日以前4日以上30日以下 （1日につき 144単位を加算）
		(ﾊ) 死亡日以前2日又は死亡日 （1日につき 780単位を加算）
		(ﾆ) 死亡日 （1日につき 1580単位を加算）
ワ 在宅復帰支援機能加算 （1月につき 10単位を加算）		
カ 在宅入所相互利用加算 （1日につき 40単位を加算）		
ヨ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算（Ⅰ） （1月につき 3単位を加算）	
	(2) 認知症専門ケア加算（Ⅱ） （1月につき 4単位を加算）	
タ 認知症チームケア推進加算	(1) 認知症チームケア推進加算（Ⅰ） （1月につき 150単位を加算）	
	(2) 認知症チームケア推進加算（Ⅱ） （1月につき 120単位を加算）	
レ 認知症行動・心理症状緊急対応加算 （入所後7日を限り 1日につき200単位を加算）		
ソ 褥瘡マネジメント加算	(1) 褥瘡マネジメント加算（Ⅰ） （1月につき 3単位を加算）	
	(2) 褥瘡マネジメント加算（Ⅱ） （1月につき 13単位を加算）	
ツ 排せつ支援加算	(1) 排せつ支援加算（Ⅰ） （1月につき 10単位を加算）	
	(2) 排せつ支援加算（Ⅱ） （1月につき 15単位を加算）	
	(3) 排せつ支援加算（Ⅲ） （1月につき 20単位を加算）	
ネ 自立支援促進加算 （1月につき 280単位を加算）		
ナ 科学的介護推進体制加算	(1) 科学的介護推進体制加算（Ⅰ） （1月につき 40単位を加算）	
	(2) 科学的介護推進体制加算（Ⅱ） （1月につき 50単位を加算）	
ラ 安全対策体制加算 （入所者1人につき1回を限度として20単位を算定）		
ム 高齢者虐待防止未実施減算	(1) 高齢者虐待防止措置を講じていない場合 （1月につき 10単位を減算）	
	(2) 高齢者虐待防止措置を講じていない場合 （1月につき 5単位を減算）	
ウ 新興感染症等施設療養費 （1日に1回、療養を行った日から起算して5日を限度として 240単位を算定）		
ク 生産性向上推進体制加算	(1) 生産性向上推進体制加算（Ⅰ） （1月につき 100単位を加算）	
	(2) 生産性向上推進体制加算（Ⅱ） （1月につき 10単位を加算）	
ヤ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ） （1日につき 22単位を加算）	
	(2) サービス提供体制強化加算（Ⅱ） （1日につき 18単位を加算）	
	(3) サービス提供体制強化加算（Ⅲ） （1月につき 6単位を加算）	
マ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） （1月につき ＋所定単位× 83／1000）	注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） （1月につき ＋所定単位× 60／1000）	
	(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） （1月につき ＋所定単位× 33／1000）	
ケ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） （1月につき ＋所定単位× 27／1000）	注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） （1月につき ＋所定単位× 23／1000）	
コ 介護職員等ベースアップ等支援加算	（1月につき ＋所定単位× 16／1000）	注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計

注 業務継続計画未策定減算については、感染症や自然災害の発生によりやむを得ない事情等で計画策定に関する専門的な助言・指導が行えない状況には、令和7年3月31日まで猶予します。
注 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年3月31日まで算定可能。

2 介護保健施設サービス

基本部分					ア 夜勤を行う職員が勤務条件を満たさない場合	イ 従来型の割合が入所定員の95%を超える場合	ウ 医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士、介護支援専門員の員数が基準に満たない場合	エ 個別のユニットケアを行い、二時間以内に巡回しないなどユニットケアにおける介護体制が人員配置である場合	オ 在宅復帰・在宅生活支援減算	カ 安全性・衛生管理等未実施減算	キ 当該月の科学的介護推進未実施減算	ク 栄養管理体制未実施減算	ケ 夜勤職員配置加算	コ 認知症専門ケア加算Ⅰ	コ 認知症専門ケア加算Ⅱ	サ 高齢者虐待防止措置未実施減算	シ 八人以上の個室ユニット型の場合	ス 在宅復帰・在宅生活支援加算（Ⅰ）	ス 在宅復帰・在宅生活支援加算（Ⅱ）
イ 介護保健施設サービス費（1日につき）	① 介護保健施設サービス費（Ⅰ）	(一) 介護保健施設サービス費（Ⅰ）<従来型個室>【基本型】	要介護1	714 単位	×97／100	×70／100	×70／100	×97／100	－10／100	1日につき－50単位	－1／100	－1／100	1日につき－2単位	1日につき＋7単位		1日につき＋13単位	1日につき＋2単位		
			要介護2	782 単位															
			要介護3	848 単位															
			要介護4	883 単位															
			要介護5	932 単位															
		(二) 介護保健施設サービス費（Ⅱ）<従来型個室>【在宅強化型】	要介護1	756 単位									1日につき－21単位	1日につき－12単位	1日につき－13単位（一種 3／6を限度）	1日につき－7.5単位（一種 3／6を限度）			
			要介護2	865 単位															
			要介護3	936 単位															
			要介護4	985 単位															
			要介護5	1036 単位															
		(三) 介護保健施設サービス費（Ⅲ）<多床室>【基本型】	要介護1	782 単位															
			要介護2	843 単位															
			要介護3	906 単位															
			要介護4	961 単位															
			要介護5	1012 単位															
		(四) 介護保健施設サービス費（Ⅳ）<多床室>【在宅強化型】	要介護1	873 単位															
			要介護2	942 単位															
			要介護3	1014 単位															
			要介護4	1072 単位															
			要介護5	1130 単位															
	② 介護保健施設サービス費（Ⅱ）<療養型老健：看護職員配置>	(一) 介護保健施設サービス費（Ⅰ）<従来型個室>【療養型】	要介護1	748 単位															
			要介護2	821 単位															
			要介護3	901 単位															
			要介護4	1064 単位															
			要介護5	1112 単位															
		(二) 介護保健施設サービス費（Ⅱ）<多床室>【療養型】	要介護1	839 単位															
			要介護2	904 単位															
			要介護3	1004 単位															
			要介護4	1103 単位															
			要介護5	1107 単位															
	③ 介護保健施設サービス費（Ⅲ）<療養型老健：看護オペコール体制>	(一) 介護保健施設サービス費（Ⅰ）<従来型個室>【療養型】	要介護1	748 単位															
			要介護2	857 単位															
			要介護3	934 単位															
			要介護4	1013 単位															
			要介護5	1060 単位															
		(二) 介護保健施設サービス費（Ⅱ）<多床室>【療養型】	要介護1	839 単位															
			要介護2	918 単位															
			要介護3	1016 単位															
			要介護4	1060 単位															
			要介護5	1130 単位															
	④ 介護保健施設サービス費（Ⅳ）<ショートステイ併設介護保健施設サービス費>	(一) 介護保健施設サービス費（Ⅰ）<従来型個室>	要介護1	703 単位															
			要介護2	788 単位															
			要介護3	842 単位															
			要介護4	885 単位															
			要介護5	913 単位															
		(二) 介護保健施設サービス費（Ⅱ）<多床室>	要介護1	777 単位															
			要介護2	836 単位															
			要介護3	880 単位															
			要介護4	914 単位															
			要介護5	961 単位															
ロ ユニット型介護保健施設サービス費（1日につき）	① ユニット型介護保健施設サービス費（Ⅰ）	(一) ユニット型介護保健施設サービス費（Ⅰ）<ユニット型個室>【基本型】	要介護1	802 単位				×97／100					1日につき－1単位	1日につき－1.2単位			1日につき＋2単位		
			要介護2	876 単位															
			要介護3	913 単位															
			要介護4	956 単位															
			要介護5	1016 単位															
		(二) ユニット型介護保健施設サービス費（Ⅱ）<ユニット型個室>【在宅強化型】	要介護1	839 単位									1日につき－21単位	1日につき－12単位	1日につき－13単位（一種 3／6を限度）	1日につき－7.5単位（一種 3／6を限度）			
			要介護2	917 単位															
			要介護3	1016 単位															
			要介護4	1077 単位															
			要介護5	1130 単位															
		(三) 従来型ユニット型介護保健施設サービス費（Ⅰ）<ユニット型個室>【基本型】	要介護1	802 単位															
			要介護2	868 単位															
			要介護3	913 単位															
			要介護4	956 単位															
			要介護5	1016 単位															
		(四) 従来型ユニット型介護保健施設サービス費（Ⅱ）<ユニット型個室>【在宅強化型】	要介護1	839 単位															
			要介護2	910 単位															
			要介護3	1016 単位															
			要介護4	1077 単位															
			要介護5	1130 単位															
	② ユニット型介護保健施設サービス費（Ⅱ）<療養型老健：看護職員配置>	(一) ユニット型介護保健施設サービス費<ユニット型個室>【療養型】	要介護1	916 単位															
			要介護2	1014 単位															
			要介護3	1130 単位															
			要介護4	1209 単位															
			要介護5	1282 単位															
		(二) 従来型ユニット型介護保健施設サービス費<ユニット型個室>【療養型】	要介護1	916 単位															
			要介護2	1014 単位															
			要介護3	1130 単位															
			要介護4	1209 単位															
			要介護5	1282 単位															
	③ ユニット型介護保健施設サービス費（Ⅲ）<療養型老健：看護オペコール体制>	(一) ユニット型介護保健施設サービス費<ユニット型個室>【療養型】	要介護1	909 単位															
			要介護2	1007 単位															
			要介護3	1104 単位															
			要介護4	1184 単位															
			要介護5	1259 単位															
		(二) 従来型ユニット型介護保健施設サービス費<ユニット型個室>【療養型】	要介護1	909 単位															
			要介護2	1007 単位															
			要介護3	1104 単位															
			要介護4	1184 単位															
			要介護5	1259 単位															
	④ ユニット型介護保健施設サービス費（Ⅳ）<ユニット型個室ショートステイ併設介護保健施設サービス費>	(一) ユニット型介護保健施設サービス費<ユニット型個室>	要介護1	784 単位															
			要介護2	882 単位															
			要介護3	884 単位															
			要介護4	948 単位															
			要介護5	997 単位															
		(二) 従来型ユニット型介護保健施設サービス費<ユニット型個室>【療養型】	要介護1	784 単位															
			要介護2	882 単位															
			要介護3	884 単位															
			要介護4	948 単位															
			要介護5	997 単位															

注 外泊時費用

注 外泊時費用（在宅サービスを利用する場合）

注 ターミナルケア加算	① 死亡日以前31日以上45日以下	療養型老健以外の場合	1日につき 72単位を加算
		療養型老健の場合	1日につき 80単位を加算
	② 死亡日以前14日以上30日以下	療養型老健以外の場合	1日につき 160単位を加算
		療養型老健の場合	1日につき 160単位を加算
	③ 死亡日以前4日以上13日以下	療養型老健以外の場合	1日につき 910単位を加算
		療養型老健の場合	1日につき 910単位を加算
	④ 死亡日	療養型老健以外の場合	1日につき 1,700単位を加算
		療養型老健の場合	1日につき 1,700単位を加算

入所者に対して医師による外出を認めた場合、1日に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定

入所者に対して医師による外出を認め、施設が在宅サービスを提供した場合、1日に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき816単位を算定

イ 特別地域加算			
ロ 地域連携体制特別加算	イ 地域連携体制特別加算（Ⅰ）	0日につき 27単位を加算	
	ロ 地域連携体制特別加算（Ⅱ）	0日につき 57単位を加算	
ハ 初期加算	（Ⅰ） 初期加算（Ⅰ）	1日につき 30単位を加算	
	（Ⅱ） 初期加算（Ⅱ）	1日につき 30単位を加算	
ニ 認知症専門ケア加算（Ⅰ）	1日につき 3単位を加算	注	認知症の基準を満たさない場合は、算定しない。
ホ 再入所時栄養連携加算　※ 2	入所者1人につき1回を限度として200単位を加算	注	栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
ヘ 入所前後訪問指導加算（Ⅰ）　※ 2	在宅強化型以外の場合	1回につき 450単位を加算	注 入所前から入所者の自宅等を原則として訪問を実施において施設サービス計画の策定を行う訪問看護ステーションの場合に算定
	在宅強化型以外の場合	1回につき 450単位を加算	
ト 入所前後訪問指導加算（Ⅱ）　※ 2	在宅強化型以外の場合	1回につき 480単位を加算	注 入所前から入所者の自宅等を原則として訪問を実施において施設サービス計画の策定を行う訪問看護ステーションを含む、生活機能の改善目標の設定を行うことを加え、生活機能の改善目標を達成した場合に算定
	在宅強化型以外の場合	1回につき 480単位を加算	
チ 退所時等支援加算　※ 2	① 退所時等支援加算	（Ⅰ） 退所時等支援加算（Ⅰ） 500単位	注 入所期間が1月を超える入所者が退所に当たって居宅等に移行する場合において、当該入所者及びその家族等に対して退所後の療養に関する指導を行った場合
		（Ⅱ） 退所時等支援加算（Ⅱ） 退所時等指導加算（Ⅰ） 500単位	注 ロで算定した場合であって、入所者が医療型特定療養病床に入院した場合、当該入所者の医療型特定療養病床への退院
		退所時等指導加算（Ⅱ） 600単位	注 医療機関等に移行した場合に、当該医療機関に対して、入所者の心身の状況、生活歴等の情報を提供した場合
		（Ⅲ） 入院時の退院加算（Ⅰ） 600単位	注 認定介護支援事業者に入院前後から継続して情報提供サービスを提供を行った場合
		（Ⅳ） 入院時の退院加算（Ⅱ） 600単位	
	② 協働看護師配置加算	入所者1人につき1日を限度として300単位を算定	
リ 看取り医師配置特例加算	一定の要件を満たす場合であって、医師が1日に1人以上の入所者に対して医学的管理を行った場合	0日につき 50単位を加算	注 ロ(1)(ロ)又は(2)(ロ)を算定した場合に算定
	ロ 上記以外の場合であって医師が1日に1人以上の入所者に対して医学的管理を行った場合	0日につき 125単位を加算	
ヌ 看取りターミナルケア加算	死亡日以前31日以上45日以前の期間	1日につき 72単位を加算	注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
	死亡日以前4日以上30日以前の期間	1日につき 144単位を加算	注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
	死亡日前日及び死亡日	1日につき 680単位を加算	
ル 在宅復帰・在宅療養支援機能加算	算定日が属する月の末日において、当該施設における在宅復帰・在宅療養支援に関する実績を有すること	1月につき 10単位を加算	注 ロ(1)(ロ)又は(2)(ロ)を算定していない場合は、算定しない。
ヲ 看取り介護加算	死亡日以前31日以上45日以前の期間	1日につき 72単位を加算	注 重度化傷の場合を受け入れ体制を整備し、入所者に対し、日常ケアを1月間以上行い、当該入所者に係る介護ケアにつく、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合
	死亡日以前4日以上30日以前の期間	1日につき 144単位を加算	
	死亡日前日及び死亡日	1日につき 680単位を加算	
ワ 看取り介護体制加算	1回につき 670単位を加算（1日に連続30日を限度）		
カ 在宅復帰・在宅療養機能加算	療養型老健に限り1日につき 10単位を加算		
ヨ かかりつけ医連携薬剤調整加算　※ 2	① かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）	かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）イ 0.所者1人につき1回を限度として140単位を加算	
		かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）ロ 0.所者1人につき1回を限度として280単位を加算	
	② かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅱ）	0.所者1人につき1回を限度として240単位を加算	
	③ かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅲ）	0.所者1人につき1回を限度として100単位を加算	
タ 緊急時治療管理	① 緊急時治療管理	療養型老健以外の場合 4日に1回を限度に1日につき517単位を算定	
		療養型老健の場合 4日に1回を限度に1日につき517単位を算定	
	② 特定治療		
レ 薬剤管理指導サービス	① 薬剤管理指導サービス（Ⅰ）	1月に1回を限度として230単位を算定	
	② 薬剤管理指導サービス（Ⅱ）	1月に1回を限度として480単位を算定	
ソ 認知症専門ケア加算	① 認知症専門ケア加算（Ⅰ）	1日につき 3単位を加算	
	② 認知症専門ケア加算（Ⅱ）	0日につき 4単位を加算	
ツ 認知症チームケア推進加算	① 認知症チームケア推進加算（Ⅰ）	1月につき 150単位を加算	
	② 認知症チームケア推進加算（Ⅱ）	1月につき 120単位を加算	
ネ 認知症行動・心理症状緊急対応加算	療養型老健以外の場合	0.所後7日に限り 1日につき200単位を加算	
	療養型老健の場合	0.所後7日に限り 1日につき200単位を加算	
ナ ターミナルケアマネジメント加算（看取り介護加算（Ⅰ））	① ターミナルケアマネジメント（死亡日前14日以前）	0月につき 570単位を加算	
	② ターミナルケアマネジメント（死亡日前13日以後）	0月につき 330単位を加算	
ラ 褥瘡マネジメント加算　※ 2（ロ(1)、ロ(2)を算定する場合は算定）	① 褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	0月につき 3単位を加算	
	② 褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	0月につき 13単位を加算	
ム 排せつ支援加算　※ 2	① 排せつ支援加算（Ⅰ）	0月につき 10単位を加算	
	② 排せつ支援加算（Ⅱ）	0月につき 15単位を加算	
	③ 排せつ支援加算（Ⅲ）	0月につき 20単位を加算	
ウ 自立支援促進加算　※ 2		0月につき 300単位を加算	
ヰ 科学的介護推進体制加算（※ 2）	① 科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	0月につき 40単位を加算	
	② 科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	0月につき 60単位を加算	
ノ 安全管理体制加算　※ 2		入所者1人につき1月を限度として20単位を加算	
オ 感染症または災害への対応力向上加算	① 感染症または災害への対応力向上加算（Ⅰ）	1月につき 10単位を加算	
	② 感染症または災害への対応力向上加算（Ⅱ）	1月につき 5単位を加算	
ク 高齢者虐待防止体制加算		0月に1回、理解する知識を以て 240単位を加算	
ヤ 生産性向上推進体制加算	① 生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	0月につき 100単位を加算	
	② 生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	0月につき 10単位を加算	
マ サービス提供体制強化加算	① サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	0月につき 22単位を加算	
	② サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	0月につき 18単位を加算	
	③ サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	0月につき 6単位を加算	
ケ 介護職員処遇改善加算	① 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	1月につき ＋所定単位×29／1000	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計
	② 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	1月につき ＋所定単位×29／1000	
	③ 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	1月につき ＋所定単位×16／1000	
コ 介護職員等特定処遇改善加算	① 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	1月につき ＋所定単位×21／1000	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計
	② 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	1月につき ＋所定単位×17／1000	
サ 介護職員等ベースアップ等支援加算		1月につき ＋所定単位×8／1000	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計

※ FTCSTによる入力配置減算を適用する場合には、短期集中リハビリテーション実施加算、認知症短期集中リハビリテーション実施加算を適用しない。
※ イ 及びロ(1)(ロ)を適用する場合には、ホ 及び ヘ を適用しない。
※ 業務継続計画未策定減算については、経過措置として、令和6年3月31日までの期間は、当該減算を適用しない。
※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年3月31日までの経過措置とする。

4 介護医療院サービス

| 基本部分 | | | | 夜勤職員配置加算（Ⅰ）
夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合 | 注
人員配置加算（Ⅰ）
人員配置が基準を満たす場合 | 注
人員配置加算（Ⅱ）
人員配置が基準を満たす場合 | 注
療養環境加算（Ⅰ）
療養環境が基準を満たす場合 | 注
療養環境加算（Ⅱ）
療養環境が基準を満たす場合 | 注
療養機能強化型（Ⅰ）
療養機能強化型（Ⅱ）
療養機能が基準を満たす場合 | 注
療養機能強化型（Ⅲ

注 外泊時費用		入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定
注 試行的退所サービス費		入所者に対して居宅における試行的退所を認めた場合、1月につき6日を限度として1日につき800単位を算定
注 歯科受診時費用		入所者に対して、専門的な診療が必要になり他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定
ト 期別加算		1日につき ＋30単位)	
チ 認知症安心室等型通所加算 ※2)		1月につき1回を限度として70単位を加算)	注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
リ 再入所時栄養連携加算 ※2)		入所者1人につき1回を限度として200単位を加算)	注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
ヌ 退所時指導等加算 ※2)	(ｲ) 退所時等指導加算	a 退所前訪問指導加算	注 入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合
		1人に対し1回 又は2回を限度に、460単位を算定)	
		b 退所後訪問指導加算	
		退所後1回を限度に、460単位を算定)	
		c 退所前指導加算	
		400単位)	
		d 退所時情報提供加算	注 退所後の主治医に対して診療情報、心身の状況、生活歴等を提供した場合
		退所時情報提供加算 (Ⅰ)	
		500単位)	注 退所後の医療機関の医師に対して心身の状況、生活歴等を提供した場合
		退所時情報提供加算 (Ⅱ)	
		250単位)	
		e 退所前連携加算	注 自宅介護支援事業者与退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
		500単位)	
	(ﾛ) 訪問看護指示加算		
		入所者1人につき1回を限度として300単位算定)	
ル 協力医療機関連携加算		(1) 無償・低廉な疾病予防活動を実施し、緊急時に入院を受け入れる体制を確保している協力医療機関と連携している場合	注 令和7年3月31日までの間は100単位を算定
		1月につき 50単位を加算)	
		(2) 上記以外の協力医療機関と連携している場合	
		1月につき 5単位を加算)	
ワ 栄養マネジメント強化加算		1日につき 11単位を加算)	注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
カ 経口移行加算 ※2)		1日につき 28単位を加算)	注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
ヨ 経口維持加算 ※2)	(ｲ) 経口維持加算 (Ⅰ)	1月につき 400単位を加算)	注 栄養管理の基準を満たさない場合又は経口移行加算を算定している場合は、算定しない。
	(ﾛ) 経口維持加算 (Ⅱ)	1月につき 100単位を加算)	注 経口維持加算 (Ⅰ)を算定していない場合には、算定しない。
タ 口腔衛生管理加算 ※2)	(ｲ) 口腔衛生管理加算 (Ⅰ)	1月につき 90単位を加算)	
	(ﾛ) 口腔衛生管理加算 (Ⅱ)	1月につき 110単位を加算)	注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合
レ 療養食加算		1回につき 6単位を加算 1月に3回を限度)	
ム 在宅復帰支援機能加算 ※2)		1日につき 10単位を加算)	
ソ 特別診療費 ※2)			
ツ 緊急時施設診療費	ア 緊急時治療管理	1月に1日3日を限度に、1日につき518単位を算定)	
	イ 特定診療		
ネ 認知症専門ケア加算	(ｲ) 認知症専門ケア加算 (Ⅰ)	1日につき 3単位を加算)	
	(ﾛ) 認知症専門ケア加算 (Ⅱ)	1日につき 4単位を加算)	
ナ 認知症チーム ケア推進加算	(ｲ) 認知症チーム ケア推進加算 (Ⅰ)	1月につき 150単位を加算)	
	(ﾛ) 認知症チーム ケア推進加算 (Ⅱ)	1月につき 120単位を加算)	
ラ 認知症行動・心理症状緊急対応加算		入所後7日に限り 1日につき200単位を加算)	
ム 重度認知症疾患療養体制加算	(ｲ)重度認知症疾患療養体制加算 (Ⅰ)		
	要介護1・2	1日につき140単位を加算)	
	要介護3・4・5	0日につき40単位を加算)	
	(ﾛ)重度認知症疾患療養体制加算 (Ⅱ)		
	要介護1・2	1日につき200単位を加算)	
	要介護3・4・5	1日につき100単位を加算)	
ウ 褥瘡マネジメント加算 ※2)	① 褥瘡マネジメント加算 (Ⅰ)	1月につき 10単位を加算)	
	② 褥瘡マネジメント加算 (Ⅱ)	1月につき 15単位を加算)	
	③ 褥瘡マネジメント加算 (Ⅲ)	1月につき 20単位を加算)	
キ 自立支援促進加算 ※2)		1月につき 280単位を加算)	
ノ 科学的介護推進体制加算 ※2)	① 科学的介護推進体制加算 (Ⅰ)	1月につき 40単位を加算)	
	② 科学的介護推進体制加算 (Ⅱ)	1月につき 60単位を加算)	
ク 安全対策体制加算 ※2)		入所者1人につき1回を限度として20単位を算定)	
ヤ 高齢者施設等感染対策向上加算	① 高齢者施設等感染対策向上加算 (Ⅰ)	1月につき 10単位を加算)	
	② 高齢者施設等感染対策向上加算 (Ⅱ)	1月につき 5単位を加算)	
マ 新興感染症等施設療養費		1月に1回、継続する期間を限度として 240単位を算定)	
ケ 生産性向上推進体制加算	① 生産性向上推進体制加算 (Ⅰ)	1月につき 100単位を加算)	
	② 生産性向上推進体制加算 (Ⅱ)	1月につき 10単位を加算)	
コ サービス提供体制強化加算	(ｲ) サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	1日につき 22単位を加算)	
	(ﾛ) サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	1日につき 18単位を加算)	
	(ﾊ) サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	1日につき 6単位を加算)	
サ 介護職員処遇改善加算	(ｲ) 介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)	1月につき ＋所定単位×26／1000)	注 所定単位は、イからケまでにより算定した単位数の合計
	(ﾛ) 介護職員処遇改善加算 (Ⅱ)	1月につき ＋所定単位×19／1000)	
	(ﾊ) 介護職員処遇改善加算 (Ⅲ)	1月につき ＋所定単位×10／1000)	
シ 介護職員等特定処遇改善加算	(ｲ) 介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅰ)	1月につき ＋所定単位×15／1000)	注 所定単位は、イからケまでにより算定した単位数の合計
	(ﾛ) 介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅱ)	1月につき ＋所定単位×11／1000)	
ス 介護職員等ベースアップ等支援加算		1月につき ＋所定単位×5／1000)	注 所定単位は、イからケまでにより算定した単位数の合計

※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。
※ ハ及びヘを適用する場合には、※2)を適用しない。
※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及び まん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。
※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能。